

第3次行財政改革前期実施計画個票  
【葵区・駿河区・清水区役所】



第3次行財政改革前期実施計画個票

No	1
----	---

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	1 市民参加・協働の推進
施策	2 協働事業の推進

取組項目	2 区民との協働事業の推進（葵区）
現状等	区役所が目指している「住民主体のまちづくり」を推進するためには、区役所が地域のニーズや課題を把握し、地域住民の皆さんが主体となって解決できるよう支援する必要があります。 そのために実施している「区の魅力づくり事業」や「区民懇話会」は、その役割を十分果たしているとはいえない状況となっています。
取組概要	①区の魅力づくり事業リニューアル：「区の魅力づくり事業」を見直し、より住民主体にシフトした事業手法を取入れます。 ②新たな区民意見聴取の実施：「区民懇話会」を廃止し、より広く区民意見を聴取する新たな手法を確立します。 ③地域振興事業の拡充：区役所で所管する地域振興事業の幅を広げていきます。
効果	住民の皆さんにとって身近な区役所が「まちづくりの拠点」としてこれまで以上に機能し、地域の皆さんによるそれぞれの地域特性を活かしたまちづくりが推進されます。

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①「区の魅力づくり事業」リニューアル ②新たな区民意見聴取方法の実施 ③所管する地域振興事業増	◎ 実施 ◎ 実施 ◎ 実施	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続
実績	①「区の魅力づくり事業」リニューアル ②新たな区民意見聴取方法の実施 ③所管する地域振興事業増	◎ 実施 ◎ 実施 ◎ 実施				

凡 例

△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	・地域連動の手法を取り入れた事業を実施し、協働事業から住民主体型事業への発展に向けリニューアルしました。 ・「ふるさと未来づくり会議」等の開催により、区民意見の聴取と魅力づくり事業への反映を図りました。
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	区民ディスカッション回数		計画	6回	6回	6回
実績			5回			
魅力づくり事業への協働、参加延べ団体数（H26 16団体）		計画	20団体	20団体	20団体	20団体
		実績	42団体			

局 名	葵区役所	所管課	葵区地域総務課・葵区役所各課
-----	------	-----	----------------

第3次行財政改革前期実施計画個票

No	2
----	---

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	1 市民参加・協働の推進
施 策	2 協働事業の推進

取組項目	3 区民との協働事業の推進（駿河区）
現状等	これまで、駿河区役所が目指す「誰もが住みやすい駿河区」の実現に向けて、区役所が中心に行ってきた区の魅力づくり事業については、区民との協働をすすめ、より区民が主体となった事業とする必要があります。
取組概要	①区の魅力づくり事業の推進：区の魅力づくり事業は、区民が企画・立案の段階から参画し、より区民が主体となって実施するようシフトします。
効 果	「誰もが住みやすい駿河区」の実現事業を通じて、地域力を高めていくとともに、人づくりと人的ネットワークが構築されます。

工 程	年度	内 容	H27	H28	H29	H30
	計画	①区の魅力づくり事業を実施する実行委員会等組織化	△ 組織化の検討	◎ 実行委員会等の組織化	⇒ 継続	⇒ 継続
実績	①区の魅力づくり事業を実施する実行委員会等組織化	△ 組織化の検討				

凡 例      △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	駿河区魅力づくり事業における区の魅力の情報発信について、区民といかに協働できるか検討を行い、「地域の人材育成事業」の修了者である「駿援隊」を活用していく方針を決定しました。
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	魅力づくり事業実行委員会等の新規組織化数【協働事業自立度】	計画	—	1団体	1団体	1団体
	実績	—				

局 名	駿河区役所	所管課	駿河区地域総務課・駿河区役所各課
-----	-------	-----	------------------

第3次行財政改革前期実施計画個票

No	3
----	---

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	3 開かれた市政の推進
施 策	1 積極的な情報発信

取組項目	3-2 新たな情報発信への取組（SNSによる新たな情報発信：区民との協働による清水区魅力づくり事業）
現状等	現在、清水区の情報伝達手段として、清水区ホームページがあり、開設以降、年間10万件を超えるアクセスがありますが、多様なSNSが存在する現在、新たな情報伝達手段が求められています。
取組概要	H26年度に開設した清水区版Facebookを継続運用し、区内の各種団体が「しみず魅力発信サポーター」として情報提供し、区民目線で魅力ある情報を幅広く発信します。
効 果	清水区の情報伝達を効果的に発信することで、区の魅力づくりが進みます。

工 程	年度	内 容	H27	H28	H29	H30
	計画	区民と協働した情報の収集・発信、清水区ファンの拡大	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続
実績	区民と協働した情報の収集・発信、清水区ファンの拡大	◎実施				

凡 例      △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	清水区広報キャラクター「シズラ」の採用と、区民と協働したSNSによる情報発信を拡充（公式Facebookページおよび公式Twitterの新規開設と運用の開始）し、効果的なプロモーションにより幅広い層の清水区ファンの拡大を図りました。
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	Facebook「いいね」カ ウント数（通算） （H26 1,106件）	計画		1,200	2,400	3,600
実績			2,210			
しみず魅力発信サポーター数 H30 14団体 （H26 11団体）	計画		11団体	12団体	13団体	14団体
	実績		13団体			

局 名	清水区役所	所管課	地域総務課
-----	-------	-----	-------

基本方針	Ⅱ 質の高い行政経営の推進
改革の方向	1 人材育成・活用の推進
施 策	2 人材育成の推進

取組項目	6 区役所職員の人材育成
現状等	区役所職員の多くは、市民対応業務など、日々同じ業務に従事しているため、モチベーションを上げる工夫が必要です。また、庶務担当となった職員以外は、文書管理や財務会計など、市職員として将来にわたって必要となるスキルを身に付ける機会が少なく、区役所業務の熟度を深める機会もないため、職員のモチベーション向上とスキルアップを図り、市民サービス向上を図る必要があります。
取組概要	①窓口サービスの向上：区役所全体で区民サービス向上や利用しやすい窓口への改善を推進するため、横断的な組織を編成し取組みます。 ②地域振興事業の実施：地域振興事業に区役所全体で取組みます。 ③区役所独自研修の実施：市職員としてだけでなく、区職員として区政に取り組む意識の醸成を図る区独自の職員研修を行います。
効 果	職員のやる気がアップし市民サービス向上につながります。また、職員としての資質が向上するとともに、区役所のステータスがアップします。

工 程	年度	内 容	H27	H28	H29	H30
	計 画		①窓口サービス向上委員会を中心に施策実施 ②PJにより地域振興事業実施 ③区役所独自研修の実施 ③戸籍マタ-の育成	◎ 実施 ◎ 実施 ◎ 実施 ◎ 実施	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続
実 績		①窓口サービス向上委員会を中心に施策実施 ②PJにより地域振興事業実施 ③区役所独自研修の実施 ③戸籍マタ-の育成	◎ 実施 ◎ 実施 ◎ 実施 ◎ 実施			

凡 例      △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	<ul style="list-style-type: none"> <li>区各課の職員からなる課横断的なプロジェクトチームを構成し、窓口サービスの向上に向けた施策や地域振興事業の検討を行うと共にその実施を図りました。</li> <li>転入職員研修や接遇研修など区独自研修の実施により、人材育成を図りました。</li> <li>区窓口業務の中心である戸籍業務におけるプロフェッショナル育成のため、研修に参加しました。</li> </ul>
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	窓口アンケートにおける市民満足度（H26 91.2%）	計画		90%以上	90%以上	90%以上
	実績		91.6%			

局 名	葵区役所	所管課	地域総務課、各課
-----	------	-----	----------

基本方針	Ⅱ 質の高い行政経営の推進
改革の方向	2 効率的な組織体制の確立
施 策	1 組織・機構の見直し

取組項目	3 区役所の体制整備
------	------------

現状等	区役所は、市民サービスの最前線として、迅速に解決し対応するべき課題や、サービス向上のために改善するべき課題に、常に取組む必要があります。特に福祉分野は業務が増大傾向にあり、さらに虐待など多様化、複雑化しています。また、区役所内の環境整備や職員の人材育成を図る予算がないことから、区役所の体制整備を強化する必要があります。
-----	--

取組概要	①障害者支援担当課の新設：障害者支援や相談業務の強化を図り、市民に分かりやすい組織とするため、福祉事務所の課を再編します。 ②庶務事務等の合理化：福祉事務所の庶務事務など事務の合理化を行います。 ③区の裁量追加：新たな区の裁量予算を追加するとともに、予算要求権を得ることで、窓口環境整備や人材育成等に努めます。
------	---

効 果	虐待など喫緊の課題解決に迅速な対応が可能になります。また、利用しやすい窓口環境の整備への迅速な対応や、職員が業務改善により一層取り組むことができ、市民満足度の高いサービスが提供できます。
-----	---

工 程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①障害者支援担当課の新設 ②庶務事務等の合理化 ③新たな区の裁量予算の追加	◎ 実施 ○ 一部実施 ◎ 実施	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続
実績		①障害者支援課の新設 ②庶務事務等の合理化 ③区に環境整備経費を配当	◎ 実施 ○ 一部実施 ◎ 実施			

凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
-----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事務所の再編により、各区に障害者支援課を設置しました。</li> <li>区職員で構成するプロジェクトチーム等による協議・検討をもとに、事務の合理化を図りました。</li> <li>区に新たに配当された「環境整備経費」予算により、区民意見の聴取、窓口環境の改善及び人材育成を図りました。</li> </ul>
-----	---

H28	
-----	--

H29	
-----	--

H30	
-----	--

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	三区共通の窓口アンケートにおける市民満足度（H27から実施）	計画		90%以上	90%以上	90%以上
	実績		92.9%			

局 名	葵・駿河・清水区役所	所管課	区役所各課
-----	------------	-----	-------

基本方針	Ⅱ 質の高い行政経営の推進
改革の方向	2 効率的な組織体制の確立
施 策	2 窓口サービスの向上

取組項目	1 葵区役所の窓口サービスの向上
現状等	区役所の各種窓口は、市民の皆さんが最も利用する市役所の顔ともいえる場所ですが、窓口配置や環境は、市民の皆さんにとって必ずしも利便性が高く、快適に利用できるものになっていません。また、執務室も書類等が多く十分なスペースが確保できない上、相談室や待合など市民サービスに欠かせないスペースの確保にも苦慮しています。このため、施設の改善やスペース確保を図り、職場環境を整備することで、市民サービスの向上を図る必要があります。
取組概要	①葵区役所窓口サービス改善作戦：市民サービスの提供方法を見直し、受付方法や利用者・職員の動線だけでなく、必要に応じて電算システムも改善します。 ②葵区役所書類減量作戦：書類等紙媒体の減量を図り、書庫を減らしてスペースを生み出すとともに、机上等の紙媒体をできる限りなくし、すっきりとした執務環境を創り出します。
効 果	窓口を利用する皆さんの「待ち時間」、「処理時間」、「移動時間」が短縮されるとともに、「見た目」が向上し、市民満足度がアップします。

工 程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①葵区役所窓口サービス改善作戦の実施 ②葵区役所書類減量作戦の実施	○ 一部実施 ◎ 実施	◎ 実施 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続
実績	①葵区役所窓口サービス改善作戦の実施 ②葵区役所書類減量作戦の実施	○ 一部実施 ◎ 実施				
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止					

取組実績（具体的な取組内容）

H27	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員からなるプロジェクトチームの検討をもとに、接遇研修や「葵区案内人」などの実施のほか、区役所1階窓口サインのリニューアルなど窓口サービスの満足度向上を図りました。</li> <li>フィールドイノベーション活動や環境整備経費によるレイアウト変更により、書類の整理・減量を図りました。</li> </ul>
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	窓口アンケートにおける市民満足度（H26 91.2%）	計画		90%以上	90%以上	90%以上
	実績		91.6%			
局 名	葵区役所	所管課	葵区役所地域総務課 葵区役所各課			

基本方針	Ⅱ 質の高い行政経営の推進
改革の方向	2 効率的な組織体制の確立
施 策	2 窓口サービスの向上

取組項目	2 駿河区役所の窓口サービスと区民満足度の向上
------	-------------------------

現状等	「用務が的確かつスムーズに完了し、気持ち良い印象がもてる区役所」の実現に向け、H26年度に市民満足度向上プロジェクトとして「駿河スマイル・プロジェクト（SSP）」を立上げ、常に市民の皆さんが笑顔で用事を済ませることができるための調査、検討、改善を進めています。しかし、市民と接する機会が多くが区役所窓口であり、窓口サービスを更に向上させ、窓口対応に満足いただくことが、市政に対する満足度の向上にも大きく寄与することから、「同プロジェクト（SSP）」をより一層推進する必要があります。
-----	---

取組概要	①施設利用の改善：施設の安全管理・環境整備を検討します。 安心・安全な窓口：救命講習を受講するほか、来庁者避難誘導訓練や危機管理研修等を実施します。 ②職員意識・能力向上：各種研修を実施するほか、各課共通の業務リストを作成し活用します。 区民意見等の反映：区民意見等を反映するため、市民アンケートを実施し、「市民の声」の意見活用に取り組めます。
------	---

効 果	分かりやすい案内表示により、市民を速やかに目的の窓口へ案内するなど、窓口の環境整備により、常に市民に心地よさが提供されます。また、職員の意識・能力を向上することで、市民への的を得た聞きとり、要領のよい説明など、相手の立場に立った窓口サービスを提供し、市民満足度の向上を図ることができま
-----	--

工 程	年度	内 容	H27	H28	H29	H30
	計 画		窓口サービス向上プロジェクト実施策、SSPの推進 ①施設の安全管理、案内表示・分かりやすい導線確保 ②人材育成（各課窓口機能の連携強化、駿河区マイド研修）	◎ 実施 ◎ 実施 ◎ 実施	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続
実 績		窓口サービス向上プロジェクト実施策、SSPの推進 ①施設の安全管理、案内表示・分かりやすい導線確保 ②人材育成（各課窓口機能の連携強化、駿河区マイド研修）	◎ 実施 ◎ 実施 ◎ 実施			

凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
-----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	①保険年金課、障害者支援課のフロア変更や総合案内の移設等庁舎レイアウトの変更を検討・実施しました。また、救命講習(参加者27名)、避難誘導訓練(参加者88名)、危機管理研修(参加者100名)を実施しました。 ②接遇研修等各種研修(参加者延べ187名)を実施し、人材の育成を図りました。窓口アンケートにより市民満足度を把握しました。
-----	--

H28	
-----	--

H29	
-----	--

H30	
-----	--

指 標	内 容		年度	H27	H28	H29	H30
	市民意識調査の接遇における区民満足度（H26 71.7%）	計 画		—	—	75%	—
		実 績		—			
	窓口アンケートにおける市民満足度（H26 79.4%）	計 画		90%以上	90%以上	90%以上	90%以上
実 績			95.3%				

局 名	駿河区役所	所管課	駿河区役所地域総務課 駿河区役所各課
-----	-------	-----	-----------------------

第3次行財政改革前期実施計画個票

No	8
----	---

基本方針	Ⅱ 質の高い行政経営の推進
改革の方向	2 効率的な組織体制の確立
施 策	2 窓口サービスの向上

取組項目	3 清水区役所の窓口サービスの向上
------	-------------------

現状等	清水庁舎は築30年を超えており、各種案内表示等がわかりにくく、また、H23年度の市民意識調査で、職員の対応に対する満足度が、葵区（67.8%）、駿河区（69.2%）より低い66.0%となっていました。このため、H25年度より、「1階フロア全体を見据えた市民窓口の改善」をテーマに、区内横断的組織（フィールド・イノベーション）による改善活動を行った結果、H26年の来庁者アンケートでは、満足度87.6%という結果を得ていますが、同取組を一層推進し、さらに満足度の高いサービスする必要があります。
-----	--

取組概要	①クイックウィンの実施・フロアレイアウトの変更：1階フロアで快適に過ごせる空間づくりや、来庁されたお客様に満足いただける窓口対応について、クイックウィン（できることから行うこと）を実施するとともに、各種案内表示等の改善といった中長期的な課題解決を進め、市民満足度を向上させます。
------	---

効 果	来庁された市民の満足度及び清水区役所1階フロアのイメージが向上します。
-----	-------------------------------------

工 程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①クイック・ウィンの実施 中長期的な事業実施（7 フロア外変更等）	○一部実施 ○一部実施	⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続
実績		①クイック・ウィンの実施 中長期的な事業実施（7 フロア外変更等）	○一部実施 ○一部実施			

凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
-----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	①接遇研修会：職員の接遇能力の向上を図るため、接遇研修を2回実施し、延べ159人が受講しました。 ②業務知識研修会：他課の業務習得を図るため、区役所7課の研修を実施し、延べ168人が受講しました。 ③床面案内表示の設置：来庁者が迷わず目的の場所に行けることを目指し、庁舎1階に課名案内を設置しました。 ④目的別案内図の設置：手続きがどの課で出来るか案内するため、庁舎1階に案内板を設置しました。
-----	--

H28	
-----	--

H29	
-----	--

H30	
-----	--

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	窓口アンケートにおける市民満足度（H26 87.6%）	計画		90%以上	90%以上	90%以上
	実績		93.2%			

局 名	清水区役所	所管課	清水区役所地域総務課 清水区役所各課
-----	-------	-----	-----------------------

第3次行財政改革前期実施計画個票  
【市民局】



第3次行財政改革前期実施計画個票

No	1
----	---

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	1 市民参加・協働の推進
施策	1 市民参加と地域の人材育成

取組項目	1 自治基本条例・市民参画推進条例・市民活動促進条例の浸透
------	-------------------------------

現状等	「自治基本条例」の理念を本市全体へ浸透させるには、まず行政が自らその意義・内容の理解を深めるよう働きかけ、そのうえで市民が積極的にまちづくりに参加する姿勢を持つよう働きかける必要があります。また、パブリックコメント等を実施しても、市民の関心を呼ばないケースも散見されるため、市民自治によるまちづくりをより推進するために、市民および職員に関係条例を浸透させる必要があります。
-----	--

取組概要	①職員研修・市民啓発の実施 ・専門的見地を有する講師等による職員研修会等を実施し、行政職員の意識改革を図ります。 ・市民向けパンフレットや公開講座等による市民への啓発を行います。 ・市民の関心を惹きやすいパブリックコメント等の実施に向けた庁内啓発を行います。
------	--

効果	市民・職員一人ひとりに「自治基本条例」「市民参画推進条例」「市民活動促進条例」等の考え方を根付かせるなど、市民参画・市民参加に対する意識を醸成することで、市民自治によるまちづくりにつながることができそうです。
----	--

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①市民への周知、啓発 ①職員研修会の実施	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続
実績	①市民への周知、啓発 ①職員研修会の実施	◎ 実施	◎ 実施			

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	9月に職員向けの「市民討議会体験研修」を実施しました。研修には30人が参加し、講師はVoice of しずおか市民討議会実行委員会に依頼しました。また、市民啓発の取組として市民向けパンフレットを公共施設（各区役所、生涯学習センター・交流館等）に配架しました。
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	市民活動に参加したことのある人の割合(H27 30.7%)	計画		—	35.0%	40.0%
実績			—			
市民活動に参加したいと思う人の割合(H27 29.5%)	計画		—	30.0%	30.0%	30.0%
	実績		—			
職員対象協働啓発研修会	計画		1回	1回	1回	1回
	実績		1回			

局名	企画局・市民局	所管課	企画課・市民自治推進課
----	---------	-----	-------------

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	1 市民参加・協働の推進
施策	1 市民参加と地域の人材育成

取組項目	2-4 ボランティア事業等の推進（災害ボランティア本部体制への支援）
------	------------------------------------

現状等	平成26年10月の台風による土砂災害発生時には、災害ボランティア本部が初めて設置され、多くの市民ボランティアが活動しました。大規模災害発生後、速やかな市民生活の復旧のためには、災害ボランティアの活動は欠かせません。そこで、災害ボランティア本部体制強化のため、一層の災害ボランティア及びコーディネーターの育成が必要です。
-----	---

取組概要	<p>災害時における、災害ボランティア本部の開設・運営体制の検討へ参画するとともに、市社会福祉協議会との共催により災害ボランティアコーディネーターの養成等の人材育成を図ります。</p> <p>①災害ボランティア運営検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奇数月に開催し、災害ボランティア本部運営に必要な事項について検討する会議</li> <li>・メンバーは、市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター団体、静岡青年会議所から選出</li> <li>・市は、この会議にオブザーバーとして参加</li> </ul> <p>②災害ボランティア育成事業（市社会福祉協議会と市による共催事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティア入門講座（年1回）</li> <li>・災害ボランティアコーディネーター養成講座（年1回）</li> <li>・災害ボランティア本部訓練（年1回1月のボランティア週間関連事業として実施）</li> <li>・災害ボランティアコーディネーターフォローアップ講座（必要の都度）</li> </ul>
------	--

効果	<p>1 災害ボランティア運営検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に必要な関係機関の連携を深めると共に、体制の強化が図れます。</li> </ul> <p>2 災害ボランティア育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアコーディネーター団体の組織体制の強化及び、市民への意識啓発につながります。</li> <li>・災害ボランティア本部態勢の強化が図れます。</li> </ul>
----	--

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①②災害ボランティア運営検討会、災害ボランティア入門講座、災害ボランティアコーディネーター養成講座、災害ボランティア本部立ち上げ訓練、災害ボランティアコーディネーターフォローアップ講座	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続
実績		①②災害ボランティア運営検討会、災害ボランティア入門講座、災害ボランティアコーディネーター養成講座、災害ボランティア本部立ち上げ訓練、災害ボランティアコーディネーターフォローアップ講座	⇒ 継続			

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	静岡市社会福祉協議会と連携し、「災害ボランティア入門講座」の開催に加え、「災害ボランティアコーディネーターフォローアップ講座」を4回開催し、これまでに要請したボランティアのスキルアップの強化に取り組みました。また、例年開催している「災害ボランティア本部立ち上げ訓練」により、市社協、災害ボランティアコーディネーター及び静岡青年会議所との連携を図りました。
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	災害ボランティア・災害ボランティアコーディネーター養成者数（延数）	計画		810人	873人	937人
	実績		888人			

局名	市民局	所管課	市民自治推進課
----	-----	-----	---------

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	1 市民参加・協働の推進
施 策	1 市民参加と地域の人材育成

取組項目	3 生涯学習の推進とまちづくりへの参加
------	---------------------

現状等	<p>市民意識調査（市民対象）によると、1年間に生涯学習を行った人の割合は、全国平均より低くなっている一方、生涯学習を行ってみたいと答えた人もおり、多様な学習ニーズに対応でき、より市民に開かれた学習機会を設けることが課題となっています。</p> <p>また、生涯学習に関する潜在的ニーズに応えるため、だれもが、いつでもどこでも学べる環境を整えるとともに、学んだ成果を活かして、社会に参加できるような循環型の生涯学習社会を構築していく必要があります。</p> <p>[生涯学習を行った人の割合 静岡市：30%（H25市調査）全国平均：57%（H24国調査）]          [生涯学習を行ってみたいと答えた人 今回：36%（H25市調査） 前回：— ]</p>
-----	---

取組概要	<p>①大綱登載事業の実施：今後、新たな生涯学習推進大綱を策定したため、自ら学んだ成果を活かし、ともにまちを創っていくことのできる生涯学習社会の実現を進めていきます。</p> <p>また、H27年度から始まる第2次生涯学習推進大綱では、前大綱の基本指針である一人ひとりの生きがいや、人とのつながりを大切にする考え方を引き継ぐとともに、「知る・学ぶ」という自らの学習から、新たな視点として「活かす・実践する」ことにより、共にまちを創るため、行政だけでなく、大学や企業等とともにさらに連携を深め、学習の場や、社会参画の機会を創出できるよう事業の推進に取り組んでいきます。</p>
------	---

効 果	まちづくりにつながる生涯学習社会の推進が図られます。
-----	----------------------------

工 程	年度	内 容	H27	H28	H29	H30
	計画	①大綱登載事業の実施 ①大綱登載事業の評価	◎ 実施	⇒ 継続 ◎ 評価	⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続
実績	①大綱登載事業の実施 ①大綱登載事業の評価	◎実施				

凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
-----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	生涯学習推進審議会を2回（7月、12月）開催し、生涯学習推進大綱の施策及び前期推進計画登載121事業の事業計画を報告し、事業の推進に向けた意見をいただきました。
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	生涯学習を行っている人の割合（H26 30%）	計画	—	—	—	40%
		実績	—			
	事業実施数（全121事業）	計画	95事業	108事業	114事業	121事業
実績		118事業				

局 名	市民局	所管課	生涯学習推進課
-----	-----	-----	---------

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	1 市民参加・協働の推進
施策	1 市民参加と地域の人材育成

取組項目	5 未来を創る人材の養成
------	--------------

現状等	<p>(1) 人材養成塾の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• これまでに519人(平成26年度末)の修了生を輩出しており、修了生は、自分たちの事業を実現するため、グループを立ち上げ、社会の様々な課題に取り組んでいます。</li> <li>• 市民意識調査によると、自己啓発や能力向上の充実を市民の3割が望んでおり、特に男性の20~30代、女性の40代が約4割と高いことから、若年層に対する自己啓発や能力向上講座が必要となっています。(第3次静岡市総合計画策定に関わる市民意識調査H26年3月)</li> </ul> <p>(2) 学びを実践に活かす人が低調</p> <p>生涯学習に取り組んだ人のうち、「この1年の間に、生涯学習を通じて身につけたことを活かしている人」の割合は、67.2%、「地域や社会での活動に活かしている」人は、そのうち11.9%と低調です。(H25年度静岡市生涯学習・スポーツに関する市民意識調査)</p> <p>(3) 人材養成事業における連携不足</p> <p>市の関係各課において、環境や産業など個別分野に対応し、様々な人材養成事業が実施されています。(H26実施講座：環境大学、お茶の学校、アイセル女性力レッシ等)</p>
-----	--

取組概要	<p>個別分野で実施している様々な人材養成講座を「人づくりはまちづくり」の視点に立ち、まちづくりを担う人材を養成するため、市民大学構想「(仮称)静岡シチズンカレッジ」としてまとめます。共通事業として、講座の共同告知や修了生の交流会開催等を実施する。これらの講座を通じて市民が市民社会の一員として、社会の意思決定や運営の過程に積極的に関わろうとするシチズンシップに富んだ人材の養成を目指す。この柱となる講座は次のとおりです。</p> <p>①人材養成塾(社会事業家養成コース)</p> <p>講座では、受講生に社会事業家の視点・手法によりグループワークや事業企画づくり等を体験させることで、地域の課題を解決できる人材を養成します。</p> <p>②人材養成塾(地域リーダー養成コース)</p> <p>講座では、自分の価値を知るワークショップ、地域課題の事例研究やグループワークによる課題解決手法を学ぶことにより、地域リーダーを養成します。</p>
------	--

効果	まちづくりにつながる人材の育成が図られます。
----	------------------------

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①人材養成塾(社会事業家養成コース)の充実 ②人材養成塾(地域リーダー養成コース)の開講	◎ 実施 ◎ 実施	⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続
実績		①人材養成塾(社会事業家養成コース)の充実 ②人材養成塾(地域リーダー養成コース)の開講	◎ 実施 ◎ 実施			

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績(具体的な取組内容)

H27	2コースそれぞれ全11回の講座を実施しました。また、講座の中に2コース共通の学長(市長)講義を実施するなど、受講生の意識を高め、その結果、講座中に開始した活動の継続や、講座で得た知識や経験を活かして、新たな活動を始める修了生を輩出することができました。地域リーダー養成コースについては、勤務状況の変化や体調不良による受講取り止めにより修了生数が計画を下回りました。
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	延べ修了生数 人材養成塾(社会事業家養成コース)(H26 31人)	計画		25人	50人	75人
実績			25人			
延べ修了生数 人材養成塾(地域リーダー養成コース)(H26 0人)	計画		25人	50人	75人	100人
	実績		24人			

局名	市民局	所管課	生涯学習推進課
----	-----	-----	---------

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	1 市民参加・協働の推進
施策	2 協働事業の推進

取組項目	1 協働事業提案制度の見直し
------	----------------

現状等	<p>1 協働事業提案制度                  (1)協働パイロット事業                  市とNPO(市民活動団体)との協働事業を推進するため、試行的に実施する協働事業であり、提案のあった事業について、審査委員会にて審査の上、予算額の範囲内で複数の協働事業を採択しています。(実績：H16～H25 応募数90件のうち、採択数28件                  上記採択事業のうち事業化されたものは、10件9事業(10件中2件は同一事業)＊事例として、学校ネットパトロール、地域猫活動モデル事業などがあります。</p> <p>(2)市民活動協働市場                  社会的課題解決のためNPOと市が協働で行う事業の提案を受ける制度ですが、実績はありません。</p> <p>2 現在、市民活動(協働事業)を促進するための庁内組織として、市長を会長とし、各局長を委員とした市民活動促進会議を設置しています。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度発足後1年が経過し、市民評価会議、市民活動促進協議会から事業改善に関する、「役割分担の明確化」、「継続事業へ向けた取り組み」などの指摘・提言を受けています。</li> <li>・市民活動協働市場については、利用実績がなく、制度の見直しが必要となっています。</li> <li>・全庁的に市民活動を促進していくため、具体的な検討を行う、庁内体制が必要となっています。</li> </ul>
-----	--

取組概要	<p>①協働事業提案制度の見直し：協働パイロット事業については、指摘・提言を受け改善済みの「予算枠の柔軟化」と共に、以下の(1)、(2)について実施してまいります。また、より質の高い実践的な継続事業に発展させていくために、各所管が主体的に協働に向け取り組む体制を構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOや協働事業実施課の職員を講師に招き成功事例や課題の紹介をするなど、協働に対する意識啓発なども行います。(継続)</li> <li>・現事業については、当面検証のうへ、本格的な事業につなげるため、事業化が見込める場合には、単年度事業から2年間の継続事業とします。(新規)</li> </ul> <p>②(仮称)市民活動促進検討会の設置：全庁的に協働事業を促進していくため、具体的な検討を行う検討会を庁内に設置します。</p>
------	--

効果	まちづくりにおける、市民自ら行う「自助」、近隣や各主体が互いに助け合う「共助」が促進されます。
----	---

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①協働事業提案制度の見直し ・意識啓発研修 ・協働パイロット事業の継続事業化 ②(仮称)市民活動促進検討会の設置	⇒ 継続 ◎ 実施	⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続
実績		①協働事業提案制度の見直し ・意識啓発研修 ・協働パイロット事業の継続事業化 ②(仮称)市民活動促進検討会の設置	⇒ 継続 ◎ 実施			

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績(具体的な取組内容)

H27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員の協働に対する意識の醸成を図るため、パイロット事業を実施した実績のある者を講師に招き、研修を実施しました。</li> <li>・協働パイロット事業では延べ13件の企画提案を受け付け、4件の事業を採択・実施しました。今年度から採択事業の2年間の継続実施を可能とし、採択事業のうち1件の継続実施が決定しました。</li> <li>・市民活動促進検討会(各局係長級職員26人で構成)を設置し、協働事業の促進を議題に取り上げ、協働に関する意識の醸成を図りました。</li> </ul>
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	市民活動団体と市との協働事業数(H26 241事業)	計画		242事業	244事業	246事業
	実績		244事業			

局名	市民局	所管課	市民自治推進課
----	-----	-----	---------

第3次行財政改革前期実施計画個票

No

6

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	1 市民参加・協働の推進
施策	2 協働事業の推進

取組項目	4-8 NPO・地域・大学等との協働事業の推進（大学との連携による学習機会の提供）
------	---

現状等	<p>本市では、市内大学と官学の連携による知的資源の活用を図っており、生涯学習分野においても大学教授等による講座等を開催することで、最新の研究成果を生かした高度で専門的な学習機会を市民に提供しています。</p> <p>大学は、地域とより密接な関係を進める機関等を設置していますが、市民への学習機会の提供については、広報活動やより利便性の高い会場の設定などに課題を抱えています。 [H25年度講座開催回数：延べ17回（市民大学リレー講座5回、大学公開講座12回）]</p>
-----	---

取組概要	<p>両者が協働して講座等を実施することで、市民に大学の持つ知的資源を活用した講座等を提供していくため、次の事業を実施します。</p> <p>①市民大学リレー講座の充実：統一テーマに沿って、市内5大学が1コマずつ講義を行います。 ②大学公開講座の共催：大学独自に実施している公開講座の一部について、会場の提供、広報等の協力を行うとともに、新たに指定管理者とも連携を図り、市民が学べる環境を整えます。</p>
------	---

効果	<p>市の関与により、市民に身近な生涯学習施設等で大学の知的資源を活用した学習機会を提供することが可能となります。また、市の広報誌などで大学の公開講座等の情報を発信することでより多くの市民に学習機会の周知につながります。</p>
----	--

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	① 市民大学リレー講座の充実 ② 大学公開講座の開催	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続
実績	① 市民大学リレー講座の充実 ② 大学公開講座の開催	◎ 実施 ◎ 実施				

凡例

△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	市民大学リレー講座では、「死生学」をテーマに全5回の講座を開催し、受講者からは81.3%と高い満足度が得られました。大学公開講座では、計画を上回る計20回の講座を開催し、受講者満足度は、87.3%と高い結果となりました。
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	講座開催回数 (H25 延17回)	計画		15回	15回	15回
	実績		25回			

局名	市民局	所管課	生涯学習推進課
----	-----	-----	---------

第3次行財政改革前期実施計画個票

No	7
----	---

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	1 市民参加・協働の推進
施策	3 市民活動・地域活動の促進

取組項目	1 市民活動への参加の促進					
現状等	<p>1 市民活動センターを2ヶ所設置し、市民活動を支援しており、運営は指定管理者制度によりNPOが行っています。                  (1)「番町市民活動センター」 指定管理者：NPO法人 静岡県ボランティア協会                  H24実績 ①利用登録団体数：514団体 施設利用者数：42,978人、②講座数：34事業 参加者数：1,306人、③相談件数195件                  「清水市民活動センター」 指定管理者：NPO法人 清水NPOサポートしみず                  H24実績 ①利用登録団体数：226団体 施設利用者数：13,680人、②講座数：29事業 参加者数：863人、③相談件数207件                  2 現在、市民活動を促進するための庁内組織として、市長を会長とし、各局長を委員とした市民活動促進会議を設置していますが、次のような課題解決が必要となっています。                  ・NPO等が社会的課題解決に向けた活動への認識が十分でない。・NPOが自律した活動を行うためには、資金力や組織力など基盤強化が必要。・全庁的に市民活動を促進していくため、具体的な検討を行う、庁内体制が必要。</p>					
取組概要	<p>①市民活動センターにおける中間支援機能の強化：市民活動団体の組織基盤強化のため、ファンドレイジング（資金調達手法の総称）を含む相談対応など中間支援機能強化します。                  ②(仮称)市民活動促進検討会の設置：庁内の市民活動及び協働事業を推進していくため、具体的な検討を行う検討会を庁内に設置します。</p>					
効果	「まちづくり」における、市民自ら行う「自助」、近隣や各主体が互いに助け合う「共助」が促進されます。					
工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①中間支援機能の強化 ・指定管理仕様等の見直し ・契約更新 ②(仮称)市民活動促進検討会の設置	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続 △ 見直し ⇒ 継続	⇒ 継続 ◎ 実施 ⇒ 継続
実績	①中間支援機能の強化 ・指定管理仕様等の見直し ・契約更新 ②市民活動促進検討会の開催	◎ 実施	◎ 実施			
凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止					
取組実績（具体的な取組内容）						
H27	・番町及び清水市民活動センターとの連絡会議において、委託内容の再検討や委託業務の内容の確認等を行い、仕様書見直しに向けた検討を重ねました。 ・「市民活動促進検討会」（各局係長級職員26人で構成）を立ち上げ、市民活動の促進及び新規事業への取り組み等について4回に渡り会議を開催しました。					
H28						
H29						
H30						
指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
		計画	808団体	822団体	836団体	850団体
	市民活動センター利用登録団体数（H25 780団体）	実績	912団体			
		計画	5団体	6団体	7団体	8団体
認定及び仮認定NPO法人数（H25 2法人）	実績	6団体				
局名	市民局	所管課	市民自治推進課			

第3次行財政改革前期実施計画個票

No

8

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	1 市民参加・協働の推進
施 策	3 市民活動・地域活動の促進

取組項目	2 市民活動を広げる交流の場づくり
現状等	1 市民活動を広く周知するために、H25年度に試行的に実施した「市民活動レビュー」のような、市民活動を直接市民に見て、知っていただく機会が必要となっています。 (1) 啓発イベント「市民活動レビューin Shizuoka」の開催(試行)(10団体の実演、20団体のパネル展示等) 2 これまでも広報紙やチラシ、ホームページ等で、市民活動への積極的な参加を呼びかけてきましたが、より市民参加を推進するには、市民個人、ボランティア団体、NPO、自治会(町内会)、企業等、様々な主体が参加する新たな情報交流の場を創出するとともに、効果的な周知方法を検討する必要があります。
取組概要	①市民活動レビューの実施：市民活動を広く周知するため、紹介イベント(市民活動レビュー)を実施していきます。 ②(仮称)バーチャル市民活動センターの設置・検討：各団体のネット上での情報提供や交流を主目的とした電子交流掲示板「(仮称)バーチャル市民活動センター」を新たに設置します。この電子交流掲示板による多様な情報交流を契機として、市民活動センターの利用を促進し、市民活動を広げていきます。
効 果	最近では、facebook、LINEなど、インターネットを利用した様々な情報ツールが広い世代に浸透し、情報交流が進んでいることから、社会変化に対応し、情報発信・交流を促進することで、より多くの市民に市民活動センターを実際に利用していただくことが期待できます。

工 程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①市民活動レビューの実施 ②(仮称)バーチャル市民活動センターの検討・設置	◎ 実施 △ 検討	⇒ 継続 △ 検討	⇒ 継続(見直し) △ 検討	⇒ 継続 ◎ 実施
実績	①市民活動レビューの実施 ②電子交流掲示板の検討・設置	◎ 実施 △ 検討				
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止					

取組実績(具体的な取組内容)

H27	①「市民活動レビュー in Shizuoka 2015」を市内3カ所の大型商業施設で8月に開催。延べ3,500人の来場がありました。 ②「電子交流掲示板」の構築に向け、市民活動促進協議会や市民活動促会議において検討を進めました。
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	市民活動に参加したことのあ る人の割合(H27 30.7%)	計画		—	35.0%	40.0%
実績			—			
市民活動に参加したいと思 う人の割合(H27 29.5%)	計画		—	30.0%	30.0%	30.0%
	実績		—			
市民活動センター来館者数 (H25 54,939人)	計画		56,800人	57,700人	58,600人	59,500人
	実績		63,517人			
局 名	市民局		所管課	市民自治推進課		

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	1 市民参加・協働の推進
施策	3 市民活動・地域活動の促進

取組項目	3 地域防犯活動住民団体の立上げ・支援
------	---------------------

現状等	<p>地域自主防犯活動団体への活動支援として、立上げ費用及び活動に要する被服、消耗品等の更新費用を補助金として支出していますが、犯罪の予防、抑制を図るため、新たな団体の立上げ・支援を行うことで安全・安心なまちづくりを推進する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設立済地区・団体数(H25年度末)：31/43中学校区、39団体                  葵10/18・13団体 駿河5/9・5団体 清水16/16・21団体 ※清水は全連合自治会で設立済</li> <li>・未設立地区(平成25年度末)：12/43中学校区(葵8/18、駿河4/9、清水0/16)</li> <li>・団体の活動強化により、刑法犯認知件数の減少を目指している。</li> </ul> <p>平成25年 6,121件 ⇒ H34年 5,000件以下(静岡県「ふじのくに防犯まちづくり行動計画」の削減目標にあわせ、1年あたり約122件(対平成25年実績比年2%)の減少を目標)                  ※刑法犯認知件数：警察が被害の届出等によりその発生を確認した件数</p>
-----	---

取組概要	<p>①新規団体の立上げ：団体未設立地区への新規団体立上げに引き続き取組んでいきます。                  [立上げ費用補助(継続)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立上げ初年度のみ上限25万円/団体</li> <li>・27～30年度は年間3～1団体の補助を実施し、30年度で終了の見込み。その後の新規立上げ分(希望があった場合は、下記②の更新費用補助の予算の中で対応予定。</li> </ul> <p>②更新団体への補助：H26年度からは、立上げ費用補助から更新補助への移行を開始し、各団体の継続的・安定的な活動への支援を目指します。                  [更新費用(26年度新設)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設立後3年経過、2年に1度、上限10万円/団体</li> <li>・27～30年度は年間18～24団体の補助を実施。その後は、毎年、全体の半数の団体(24～26団体/年)への助成を実施していきます。</li> </ul>
------	--

効果	<p>事業を開始したH16年度以降、刑法犯認知件数は年平均で7.22%ずつ減少しており、今後も取組みを継続することで犯罪の予防・抑制を図り、安全安心なまちづくりを推進することができます。</p>
----	---

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①新規団体の立上げ ②更新団体への補助	⇒ 継続(3団体) ⇒ 継続(18団体)	⇒ 継続(2団体) ⇒ 継続(20団体)	⇒ 継続(2団体) ⇒ 継続(22団体)
実績		①新規団体の立上げ ②更新団体への補助	⇒ 継続(1団体) ⇒ 継続(5団体)			

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績(具体的な取組内容)

H27	<p>年度当初に、3区の自治会連合会定例会に出席し、補助金の事業説明等を行い、周知を図りました。立上げを希望した自治会との協議を進めました。犯罪の予防・抑制を図り、安全・安心なまちづくりを推進するため、新規団体の立上げ(1団体)及び更新団体(5団体)への費用の補助を実施しました。</p>
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年	H27	H28	H29	H30
	刑法犯認知件数(H25 6,121件)		計画	5,876件	5,754件	5,631件
		実績	5,072件			

局名	市民局	所管課	生活安心安全課
----	-----	-----	---------

第3次行財政改革前期実施計画個票

No

10

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	1 市民参加・協働の推進
施策	4 男女共同参画の推進

取組項目	1 固定観念にとらわれない男女の対等な関係を築くための広報・啓発活動の充実
現状等	市民意識調査（H26年度）では、社会通念・慣習等において男性の方が優遇と感じる人の割合は44.2%、男女の家事平均時間の格差は216分（男性79分、女性295分）という状況であり、いまだ固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。その解消に向けて、今後も男女共同参画の理解促進に向けた社会の実現に向けた取組みが必要となっています。
取組概要	①市民・企業等への講座の開催：市民・企業等を対象とした講座を開催します。 ②中学校出前講座の実施：中学生を対象とした男女共同参画の啓発を実施します。 ③男性の意識改革講座・事業の実施：男性向け講座・事業を実施します。 ④啓発情報誌の発行：情報誌の発行による男女共同参画の啓発を実施します。
効果	一人ひとりが個性と能力を發揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を図ることで、女性が活躍できる社会が進むとともに、男女の不平等や女性への暴力、男性の生きづらさなどの多くの問題解決につながります。

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①市民・企業・教育関係者への講座等の実施 ②中学校出前講座の実施 ③男性の意識改革講座・事業の実施 ④啓発情報誌の発行	◎ 実施 ◎ 実施 ◎ 実施 ◎ 実施	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続
実績	①市民・企業・教育関係者への講座等の実施 ②中学校出前講座の実施 ③男性の意識改革講座・事業の実施 ④啓発情報誌の発行	◎実施 ◎実施 ◎実施 ◎実施				

凡 例 △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	男女共同参画に関する理解を深めてもらうため、中学校を対象に出前講座を行ってきましたが、平成27年度より新たに小学校も対象に加え、学校出前講座を12件行いました。そのほか、企業を対象に職場でのハラスメント防止の出前講座を2件行い、男性の意識改革の事業としては、女性会館でカジダン・イクメンフォトコンテストを行いました。情報誌については年2回発行し、男性の生き方、職業選択をテーマに、市民に男女共同参画を啓発しました。
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	「社会通念・慣習・しきたり」における男女の平等観（男性の方が優遇と感じる人の割合）（H26 44.2%）	計画		—	—	—
実績			—			
中学校における男女共同参画啓発活動の実施割合（H25末 32.0%）	計画		35.5%	39.0%	42.5%	46.0%
	実績		39.0%			

局 名	市民局	所管課	男女参画・多文化共生課
-----	-----	-----	-------------

第3次行財政改革前期実施計画個票

No

11

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	1 市民参加・協働の推進
施策	4 男女共同参画の推進

取組項目	2 市の審議会等への女性の参画促進
------	-------------------

現状等	女性の参画に関する調査結果によると、「市の審議会等の女性委員の割合は、33.0%（H26）」で、指定都市平均 33.3%（H25）」を下回り、98のうち38の審議会等において女性の登用率が10%を満たさない状況です。より多くの女性の意見が、市政に反映できるよう、女性の積極的な登用が必要となっています。
-----	---

取組概要	①男女共同参画推進会議の開催：市の審議会等への女性委員の登用を促進するための会議を開催します。 ②新女性人材リストの作成：女性の登用に向けた人材リストを拡充します。 ③人材育成の推進：女性の人材を育成します。 ④所属長・職員向け研修の実施：市職員へ男女共同参画への理解を深める研修を実施します。
------	--

効果	市の審議会等へより多くの女性が参画することにより、女性の意見や視点が市政に反映される機会が増え、男女双方の視点から様々な問題や課題が解決されることで、市民サービスの向上、地域や経済の活性化に繋げ、活力ある社会がつけられます。
----	--

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①男女共同参画推進会議 ②新女性人材リストの作成 ③女性人材の育成 -1女性の活躍応援プロジェクト -2女性カレッジ ④所属長、職員向け研修	◎実施 △検討	⇒ 継続 ◎ 実施	⇒ 継続 ⇒ 継続
実績		①男女共同参画推進会議 ②新女性人材リストの作成 ③女性人材の育成 -1女性の活躍応援プロジェクト -2女性カレッジ ④所属長、職員向け研修	◎実施 △検討			

凡 例 △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	男女共同参画推進会議の幹事会議・担当者会議を開催し、あわせて男女共同参画を深める研修会を実施しました。また、女性の人材リストには新たな女性の人材として45人を追加登録しました。女性の活躍応援プロジェクトでは、経営者と女性対象にセミナー、企業アドバイザー派遣を行い、女性会館ではアイセル女性カレッジとして「私らしく働く！キャリアデザイン講座」を実施しました。なお、市の審議会等の女性委員の割合の実績値が計画値に達しなかった理由は、13の審議会で割合が低下したことと、女性委員不在の委員会が増加したことから計画値を下回りました。
-----	--

H28	
-----	--

H29	
-----	--

H30	
-----	--

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	審議会等における女性委員の割合（H26 33.0%）	計画		33.3%	34.0%	35.0%
	実績		31.5%（H27年度末参考数値32.4%）			

局名	市民局	所管課	男女参画・多文化共生課
----	-----	-----	-------------

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	1 健全な財政運営の推進
施策	2 事務事業の見直し・統廃合

取組項目	3-6 事務事業の見直しによるコスト削減等（防犯灯のLED化による維持費補助金の削減）
------	---

現状等	<p>円安の影響や、原油価格等の変動による燃料調整単価の高騰により、自治会・町内会が所有する防犯灯の電気料金は年々増加しており、平成26年度には消費税率の引き上げや電気料金の改定により、さらなる増加が見込まれています。</p> <p>このため、平成24年度から従来の防犯灯設置費補助金を拡充し、LED防犯灯への更新に係る補助メニューの新設と、新規設置についても補助対象をLED防犯灯を設置した場合のみに限定し、防犯灯のLED化を進めており、今後も継続する必要があります。（平成26年度未見込LED化率11,746灯/41,072灯中（28.6%））</p>
-----	--

取組概要	<p>①防犯LED化を進め、防犯灯維持費補助金（電気料金等維持管理費）を削減します。</p> <p>平成30年度末までに市内約4万灯の3分の2のLED化を目指します。</p> <p>平成27年度 4,920灯整備 年度末LED化率 16,666灯/41,422灯中（40.2%）          平成28年度 3,950灯整備 年度末LED化率 20,616灯/41,772灯中（49.4%）          平成29年度 3,950灯整備 年度末LED化率 24,566灯/42,122灯中（58.3%）          平成30年度 3,950灯整備 年度末LED化率 28,516灯/42,472灯中（67.1%）</p>
------	---

効果額の積算方法	<p>必要経費：1灯あたりの補助金額 更新：17,500円 新設：20,000円          H27 87,000千円（更新4,570灯、新規350灯、合計4,920灯）、H28～30 70,000千円（更新3,600灯、新規350灯、合計3,950灯）          H31～ 0千円          維持費補助金削減額：1灯あたり年間1,676円（LED化により20W～40Wから10W未満への変更を想定）          H27 0千円、H28 8,246千円（4,920灯=H26までの整備分0灯+H27整備分4,920灯）          H29 14,866千円（8,870灯=H27までの整備分4,920灯+H28整備分3,950灯）          H30 21,486千円（12,820灯=H28までの整備分8,870灯+H29整備分3,950灯）          H31～28,107千円（16,770灯=H29までの整備分12,820灯+H30整備分3,950灯）          ※ 削減効果は、整備した翌年度の補助金維持費補助金から反映される。</p> <p>差引効果額          H27 0千円-87,000千円=▲87,000千円、H28 8,246千円-70,000千円=▲61,754千円、H29 14,866千円-70,000千円=▲55,134千円          H30 21,486千円-70,000千円=▲48,514千円、H31～ 28,107千円-0千円=28,107千円          平成39年度に累積効果額がプラス(削減額が必要経費を上回り)、最終的には15年間(LEDの耐用年数)で約1億2千5百万円の効果額。</p>
----------	---

効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯灯のLED化による電気料金減に伴い、防犯灯維持費補助金を削減することができます。</li> <li>維持管理面では、管の交換が不要、劣化によるちらつきがなく、虫がつきにくいなど、自治会・町内会の負担軽減が図られます。</li> <li>省エネの観点でも、二酸化炭素排出量の削減が図れ地球温暖化防止につながります。</li> <li>夜間における市民の交通安全と犯罪防止を図り、明るく住みよいまちづくりを推進します。</li> </ul>
----	---

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①防犯灯のLED化	⇒ 更新4,570灯 ⇒ 新設 350灯	⇒ 更新3,600灯 ⇒ 新設 350灯	⇒ 更新3,600灯 ⇒ 新設 350灯
実績		①防犯灯のLED化	⇒ 更新4,518灯 ⇒ 新設 394灯			

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	自治会・町内会の協力により、ほぼ計画どおりLED化を達成し、維持費補助金の削減を次年度の予算要求に反映させました。
H28	
H29	
H30	

効果額	削減額（単位：千円）	計画	—	8,246	14,866	21,486
		実績	—			

局名	市民局	所管課	市民自治推進課
----	-----	-----	---------

# 第3次行財政改革前期実施計画個票 【都市局】



第3次行財政改革前期実施計画個票

No	1
----	---

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	1 市民参加・協働の推進
施策	2 協働事業の推進

取組項目	4-1 NPO・地域・大学等との協働事業の推進（自転車サポーター制度）
------	-------------------------------------

現状等	自転車にかかる道路交通法の改正や自転車レーン等の整備が進む中、走行環境の安全安心、ルール・マナーの向上、二酸化炭素排出削減や健康増進が求められています。
-----	--

取組概要	<p>①自転車サポーター制度の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しずちゃりプロジェクトの計画に自転車サポーター制度を位置づけ、自転車利用者、地元企業や商店街等と連携し、市全体で自転車利用を促進します。</li> <li>・簡易メンテナンス器具(空気入れ等)を誰でもいつでも利用できる環境を提供するため、自転車小売店や企業等協力店等にサポーターになっていただき、自転車利用者に対しサービスを行います。</li> <li>・サポーターに、マナーや駐輪施設などが記載されたマップ配布を依頼し、利用マナーの向上を図ります。</li> <li>・専用ウェブサイト上で活動をPRしサポーターの輪を広げ、世界水準の自転車都市を目指します。</li> </ul>
------	---

効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車利用者の利便性が向上します。・自転車のまち・しずおかのPRが促進されます。</li> <li>・自転車利用者の増大が期待できます。・自転車利用マナーの向上が図られます。</li> <li>・協力店への来客者の増大が見込まれます。・二酸化炭素排出削減につながります。・健康増進が図られます。</li> </ul>
----	--

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①自転車サポーター制度の実施	△ 制度検討	○サポーター募集・制度試行	◎ 本格実施	⇒ 継続
実績	①自転車サポーター制度の実施	△制度検討				

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	利用マナーの向上を図るため、市民、企業、大学等と協働して、自転車利用マナーや駐輪施設などが記載された配付用マップを作成しました。情報発信のツールとして、専用ウェブサイト「しずおかサイクルシティ」を開設しました。自転車利用を促進するため、「自転車押し歩き啓発パレード」を商店街等の関係者と連携して実施しました。
-----	--

H28	
-----	--

H29	
-----	--

H30	
-----	--

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	サポーター協力企業数（H26 0企業）	計画	—	—	30企業	20企業
	実績	—				

局名	都市局	所管課	交通政策課
----	-----	-----	-------

第3次行財政改革前期実施計画個票

No

2

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	2 官民連携の推進と民間活力の活用
施策	1 官民パートナーシップの推進

取組項目	4-1 地域等と連携したまちづくりの推進（草薙駅周辺まちづくり）
------	----------------------------------

現状等	従来、駅前広場や商店街の地先歩道は専ら歩行者の通行の用に供しており、その管理は道路法に基づき行政が実施しています。近年、道路や河川敷地等の占用許可の特例や利用協定など官民連携による公物管理の法制度創設により、公共空間等における民間による収益活動が認められると共に、収益の一部を管理に充当することも可能になったため、今後は、行政と地域がより一層、連携・協力することで、地域の活性化を図るなど、官民が一体となったまちづくりを推進する必要があります。
-----	--

取組概要	①行政以外の主体に駅前広場等の管理権限を付与するとともに管理義務を課すことで、官民一体となったまちづくりを進めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公物管理運営主体の設定（まちづくり会社、都市再生整備推進法人等）</li> <li>・オフ・カフエ、マルシェ等を設置する道路占用許可の特例の適用</li> <li>・指定団体に公物管理移管（都市利便増進協定等）</li> </ul>
------	--

効果額の積算方法	現状：植栽管理 高木10,540円/本×7本≒74,000円 中低木520円/㎡×12㎡≒6,300円 清掃 5,000円/月×12月=60,000円 電気550円/日×365日≒200,000円 水道 400円/日×365日=146,000円 年間支出計486,300円 収入：広告看板 年間50,000円 年間収支436,300円（*指定団体へ公物管理を移管することで管理必要経費を減額する。）
----------	--

効果	公物の維持管理費用の節減を図るとともに、地域の活性化(賑わいの創出)やエリア自治の促進につながります。
----	---

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①道路占用許可の特例措置の検討 法定まちづくり計画案検討、マルシェ等の社会実験 駅前広場拡張用地契約、都市再生特別措置法手続き等 都市再生整備推進法人指定、エリアの管理運営移管等	△ 検討	△○検討・一部実施（マルシェ等の社会実験）	△○検討・一部実施（駅前広場の整備）
実績		①道路占用許可の特例措置の検討 法定まちづくり計画案検討、マルシェ等の社会実験 駅前広場拡張用地契約、都市再生特別措置法手続き等 都市再生整備推進法人指定、エリアの管理運営移管等	△ 検討			

凡 例 △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	・道路占用許可の特例処置について、中部地方整備局 都市整備課と協議 ・先進都市の事例研究（松山市、高松市）
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	移管先事業数		計画	—	—	—
		実績	—			
効果額	削減額（単位：千円）	計画	—	—	—	436
		実績	—			

局名	都市局	所管課	清水駅周辺整備課
----	-----	-----	----------

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	2 官民連携の推進と民間活力の活用
施策	1 官民パートナーシップの推進

取組項目	4-2 地域等と連携したまちづくりの推進（三保地区景観まちづくり）					
現状等	三保半島地区都市再生整備計画の目標である「富士山世界文化遺産の構成資産である「三保松原」を核とし、豊かな地域資源を活かした文化、観光、生活の交流半島まちづくり」を推進するため、H26年度に「三保地区景観計画ガイドライン」を策定し、景観まちづくりを推進する必要があります。					
取組概要	①広告景観協定・景観協定認定地区のまちづくり 富士山の眺望や地域環境に調和した良好な沿道景観や眺望景観を形成するため、「三保地区景観計画ガイドライン」を基に地元自治会、学校、企業の参加によるワークショップ等を開催し、市民参画によって景観に関する自主協定を誘導し三保半島地区の景観まちづくりを推進します。					
効果	市民参画により景観自主協定を誘導することで、良好な景観を市民共通の財産として再発見し、活かしていくことの必要性について、市民・事業者・市のそれぞれが理解を深め意識を高めるとともに、協働により文化遺産にふさわしい良好な景観形成に関する取組みを促すことが出来ます。					

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①広告景観協定地区のまちづくり ②景観協定認定地区のまちづくり	◎ワークショップ等	○ワークショップ等	⇒意識醸成 ◎景観協定認定 ⇒意識醸成 ◎広告景観協定認定
実績		①広告景観協定地区のまちづくり ②景観協定認定地区のまちづくり	◎ワークショップ等			

凡例

△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	「景観まちづくり講演会」の開催及び三保地区と折戸地区にてワークショップ（各3回）を開催しました。また、ワークショップ後に「景観まちづくりニュースレター」を発行し、回覧することで、ワークショップの内容を三保半島地区の方々に周知し、景観に関する理解や意識を高めました。					
H28						
H29						
H30						

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	景観協定の認定件数		計画	—	—	1件
		実績	—			

局名	都市局	所管課	建築総務課
----	-----	-----	-------

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	2 官民連携の推進と民間活力の活用
施 策	2 民間活力の活用

取組項目	5-1 公共建築物工事監理の民間委託化
現状等	阪神淡路大震災における建物の倒壊やコンクリート剥落事故等により、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、公共工事の一層の品質確保の重要性が指摘されています。 社会的ニーズに対応すべく、繁雑する行政業務の効率化を踏まえ、可能な限り民間の能力を活用して公共建築工事の品質を確保していく必要があります。
取組概要	①公共建築物の工事監理の委託化の検討：工事監理において、工事内容に応じた工事監理方式を選択、採用するほか、特に、特殊な技術、工法を用いている案件については、民間の能力を活用するほか、民間と連携して適切な監理を実施することで、本市監督職員の技術力の向上を図ることが期待できるため、委託化の検討と方針を決定します。
効 果	工事監理業務を委託することにより、業務の効率化が図られ人件費の削減が期待できます。

工 程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①工事監理委託化の検討	△ 現状分析・調査	△ 委託案件・業務範囲検討	◎ 方針決定	
実績	①工事管理委託化の検討	△現状分析・調査				

凡 例      △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	工事監理委託の現状については、各都市の調査において完全委託は、東京都のみです。委託率90%を超えているのは大阪市、堺市、札幌市の3市のみです。近隣都市の浜松市では、監理委託率は37%であり小規模工事は自主監理です。また、名古屋市においては職員の技術向上を目的にあえて自主監理としています。監理委託の選択率は約3割程度であり、7割等を含め案件・範囲を検討しました。
H28	
H29	
H30	

局 名	都市局	所管課	公共建築課
-----	-----	-----	-------

基本方針	1 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	2 官民連携の推進と民間活力の活用
施 策	2 民間活力の活用

取組項目	5-2 仮使用認定事務の合理化の検討
------	--------------------

現状等	現在、市は民間が確認した物件も含め全ての仮使用認定事務を行っており、民間での確認物件では市職員が計画の内容等の把握に時間を要することから、建築主への負担も大きく効率的とは言えない現状です。建築基準法に基づく仮使用認定事務は、定期報告の対象物件が今後法改正に伴い大幅に増加することが想定されるため、事務の縮減と効率化を検討する必要があります。
-----	--

取組概要	①仮使用認定事務の合理化の検討：指定確認検査機関が確認審査した建築物については、仮使用認定を指定確認検査機関が実施することで、建築主及び市職員による事務の負担の軽減を図ることができるため、軽減状況を把握するなど事業化の検討と方針を決定します。
------	---

効 果	民間検査機関が仮使用認定事務を行うことで、建築主の負担及び市の事務負担の低減が図れることから、今後事務が増加する定期報告事務への円滑な移行が可能となります。
-----	--

工 程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①仮使用認定事務合理化の検討	△ 建築基準法一部改正施行・方針の検討	◎方針決定		
実績	①仮使用認定事務合理化の検討	△ 建築基準法一部改正施行・効果の検証				

凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
-----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	建築基準法の一部改正が施行されましたが、仮使用認定について、特定行政庁でなければできないものとしてないものの判断が国から示されたことで、民間活用できる仮使用認定の対象数が当初の想定よりかなり少ないことがわかりました。 平成27年度の民間活用実績は5件ありました。 過去15年の実績からは、民間活用となる実績数の平均は年3.4件（約3人日）となります。 想定していた市の事務負担の低減が見込まれないことから、この取組を中止し、新たな取組を検討します。
-----	---

H28	
-----	--

H29	
-----	--

H30	
-----	--

局 名	都市局	所管課	建築指導課
-----	-----	-----	-------

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	3 開かれた市政の推進
施 策	3 条例による政策の実現

取組項目	3 みどり条例の施行
------	------------

現状等	<p>本市は、南アルプスから連なる山地や安倍川流域に広がる丘陵地などによる豊かな「みどり」がある一方で、限られた平地に、多くの市民が生活する都市部が形成されていることから、都市部の「みどり」が少ない状況です。</p> <p>このことから、良好な生活環境の向上に資する、更なるみどりの保全と緑化のレベルアップを図るため、新たなみどりに関する条例を定める必要があります。</p>
-----	---

取組概要	<p>①新みどり条例の施行：新条例はH27年4月の施行を予定しており、新条例の施行をもって、これまで暫定条例として扱ってきた「清水しみどり条例」は廃止します。</p> <p>新条例の主な施策（都市計画区域内を対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存樹木等の指定</li> <li>・公共建築物、事業所等の緑化（緑化に関する計画協議、審査）</li> <li>・優良緑化建築物の認定・表彰</li> <li>・市民等との協働</li> </ul> <p>②要綱等の整備：新条例の制定に併せ、保存樹木等の補助に関する要綱、緑化計画の手引きなどを策定します。</p>
------	--

効 果	<p>本条例は、みどりの保全や緑化についての「基本理念」や、市民・事業者・行政の「役割」、具体的な「施策」などを示し、潤いと安らぎを享受できる豊かなみどりの創造につながります。</p>
-----	--

工 程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①新条例の施行、新制度の運用開始	◎条例の施行、新制度の運用・P R、保存樹木等の指定、緑化計画の審査、みどり審議会の実施	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続
実績	①新条例の施行、新制度の運用開始	◎条例の施行、新制度の運用・P R、保存樹木等の指定、緑化計画の審査、みどり審議会の実施				

凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
-----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H27.4.1 静岡しみどり条例及び清水しみどり条例を廃止する条例等を施行</li> <li>・H27.7.31 静岡市保存樹木等保全事業助成等要綱等を施行</li> <li>・静岡しみどり条例に基づき、静岡しみどり審議会（年2回）の開催、保存樹木等の指定、緑化計画協議の実施、市民協働による地域花壇管理の実施</li> </ul>
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	①条例等の整備件数	計画	6件	—	—	—
	実績	6件				

局 名	都市局	所管課	緑地政策課
-----	-----	-----	-------

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	3 開かれた市政の推進
施 策	3 条例による政策の実現

取組項目	7 屋外広告物条例の改正
------	--------------

現状等	この条例は屋外広告物法に基づき、良好な景観を形成し、風致の維持とともに公衆に対する危害を防止することを目的として、平成15年に制定しました。条例では、規制地域や広告物の種類ごとに基準を定め、規制誘導を行っています。この基準は、看板の種類、大きさを定めたもので、基準以上の大きさのものは掲出できないことになっています。また、掲出面積が一定の大きさを越える場合には、許可申請の手続きが必要となります。
-----	--

取組概要	①条例等の施行：景観法に基づき指定をした「景観重要建造物」や「景観重要樹木」などを禁止物件に追加します。海拔表示・避難誘導などの防災目的の広告物、災害時・伝染病発生時など緊急時に表示される広告物などを規制の適用除外とし、表示することができるようにします。
------	---

効 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「景観重要建造物」、「景観重要樹木」など景観上配慮が必要な物件に秩序なく広告物が表示されることを防ぎます。</li> <li>・市民生活に密接に関わり、特に周知が必要な広告物は、表示が規制されている地域や禁止物件にも表示できます。</li> <li>・表示可能な広告物の基準が明確になり、違反（不適合）広告物に対する是正指導を的確に行えるようになります。</li> </ul>
-----	--

工 程	年度	内 容	H27	H28	H29	H30
	計画	①条例等の施行		△〇パブリックコメントの実施・屋外広告物審議会へ諮問	◎ 条例、規則の施行	⇒継続（条例に基づく許可、違反指導など）
実績	①条例等の施行		△〇パブリックコメントの実施・屋外広告物審議会へ諮問			

凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
-----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要政策検討会議へ付議（平成27年11月4日）</li> <li>・パブリックコメントの実施（平成27年11月9日～平成27年12月8日 提出された意見4件）</li> <li>・屋外広告物審議会の開催（平成27年12月15日 原案どおりで答申）</li> <li>・平成28年2月議会へ上程、議決（平成28年3月18日 条例第47号 施行は平成28年11月1日）</li> </ul>
-----	---

H28	
-----	--

H29	
-----	--

H30	
-----	--

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	条例等の整備件数	計画		—	2件	—
	実績		—			

局 名	都市局	所管課	建築総務課
-----	-----	-----	-------

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	1 健全な財政運営の推進
施 策	2 事務事業の見直し・統廃合

取組項目	3-11 事務事業の見直しによるコスト削減等（東静岡管理事務所の維持管理費の削減）
現状等	事務所、東静岡広場などの管理に伴い、事務所清掃、事務所浄化槽保守、事務所機械警備、広場清掃及び樹木管理並びに広場廃棄物運搬、管理地除草、緑地樹木管理、管理地境柵設置の各種委託、光熱水費など維持管理などに経費が発生しており、効率的・効果的な維持管理業務を行う必要があります。
取組概要	①委託業務の契約方法、実施回数や人工等、業務内容を見直し、効率的な維持管理と経費削減を図ります。
効果額の積算方法	平成26年度：導入前 6,576千円/年（委託料） 平成27年度以降：導入後 6,226千円/年（委託料）
効 果	委託の業務内容の見直しにより維持管理経費の縮減につながります。

工 程	年度	内 容	H27	H28	H29	H30
	計画	①委託業務の見直し	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続
実績	①委託業務の見直し	◎ 実施				

凡 例      △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	広場清掃及び樹木管理において、①業務内容の見直し（人工等の再考）、②作業範囲の見直し、③草等処分方法の見直しをし、管理地除草業務において、④作業範囲の見直しを図りました。
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	仕様見直し項目数		計画	4項目	—	—
実績			4項目			
効果額	削減額（単位：千円）	計画	350	350	350	350
		実績	500			

局 名	都市局	所管課	大谷・東静岡周辺整備課
-----	-----	-----	-------------

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	1 健全な財政運営の推進
施策	2 事務事業の見直し・統廃合

取組項目	3-21 事務事業の見直しによるコスト削減等（無償借地公園制度の実施）
------	-------------------------------------

現状等	現在の市単独事業費による公園整備は、年間、街区公園を1箇所整備するペースで進んでいますが、1箇所でも多くの公園設置要望に応え、静岡市都市公園条例に定めて、都市公園の住民一人あたりの敷地面積の標準（10㎡以上）を達成し、公園の効用享受が市民に公平に行き届くようにするためには、より一層のスピードアップを図る必要があります。
-----	--

取組概要	①「無償借地公園制度」を導入することで、従来の用地買収による公園整備を補完し、公園整備箇所数の増加を図ります。 本制度への企業や地元の方々の参画を促すため、ネーミングライツの導入や公園管理者（市）以外の者による公園施設の設置・管理許可など、本制度の魅力を高める取り組みを行っていく。また、これらの制度や取り組みを広く周知し、積極的な活用を呼びかけていきます。
------	--

効果額の積算方法	無償借地公園1箇所当たり効果額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・用地買収方式の整備単価 2.4万円/㎡</li> <li>・無償借地方式の整備単価 1.3万円×1.5≒2.0万円/㎡</li> <li>※掛け率1.5は、整備費1に無償借地期間終了後の原形復旧費0.5を加えたもの</li> </ul> ∴効果額 = (2.4万円-2.0万円) × 500㎡ = 200万円/1箇所 ※無償借地公園の1箇所あたり整備面積を500㎡と仮定
----------	---

効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無償借地公園制度の導入により、公園整備箇所数の増加（整備箇所数が従来の公園整備に上乘せ）が見込まれます。</li> <li>・より多くの市民の公園に関する充足度・満足度向上が図られ、公平で均衡ある都市基盤整備が進みます。</li> <li>・地元住民の公園計画時のワークショップへの参加や、整備後の愛護会による管理等、官民協働による「新しい公共経営」での公園整備・管理が実現します。</li> <li>・効果額分を用地買収公園事業に還流させることにより、公園整備事業全体の更なるスピードアップが図られます。</li> </ul>
----	--

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①制度のPR、測量・設計、施設整備	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続
実績	計画	①制度のPR、測量・設計、施設整備	◎ 実施			
	実績	①制度のPR、測量・設計、施設整備	◎ 実施			

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	借地契約を成立し、測量、設計の後、三保陽だまり公園として整備し開設しました。引き続き制度のPRを推進し、候補地1箇所については協議を継続していきます。
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	無償借地公園制度による公園整備箇所数	計画	1箇所以上	1箇所以上	1箇所以上	1箇所以上
実績		1箇所				
効果額	投資的経費の縮減額 (単位：千円)	計画	2,000	2,000	2,000	2,000
		実績	2,000			
局名	都市局	所管課	緑地政策課			

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	1 健全な財政運営の推進
施策	2 事務事業の見直し・統廃合

取組項目	3-26 事務事業の見直しによるコスト削減等（保存樹木制度の見直し）
------	------------------------------------

現状等	現在、本市では、総合計画に掲げる「潤いと安らぎを享受できる豊かな緑の創造によるグリーンシティ」の実現に向け、みどりの基本理念や具体的な緑化の推進等に係る施策を示す「新たなみどりに関する条例」の策定作業を進めています。これまで、「清水市みどり条例」に基づき、旧清水市域のみに運用されてきましたが、「保存樹木等制度」は、この新たな条例を策定する中で、市民評価会議による評価や他都市の事例を参考に、新たな制度設計が必要となっています。
-----	--

取組概要	<p>①新みどり条例を制定するほか、奨励金を廃止し、補助金に一本化します。また、対象区域を全市に拡大し、手当額や対象者等の見直しを検討します。</p> <p>新条例の制定により ⇒ ・保存樹木等の指定対象区域を旧清水市域から「静岡都市計画区域」に広げます。          ・都市計画区域内において、後世に残る樹木を保全するため、保存樹木等の指定を行います。</p> <p>・保存樹木等維持管理奨励金の制度を廃止し、補助金の制度に一本化します。          ・対象樹木の規模や条件等を定めます。          ・補助金の上限額を減らし、年間あたりの補助件数を増やします。</p> <p>新条例の制定に併せ ⇒ ・（仮）保存樹木等の補助に関する要綱を策定し、新たな支援制度を創設します。</p>
------	--

効果	対象区域を静岡都市計画区域することにより、後世に受け継ぐべき巨樹・古木による貴重な「みどり」を増やすことができます。また、支援策を「補助金（資材支給含む）」のみとし、補助上限額を抑えることで、現行の予算額の規模で制度運用が可能となります。
----	---

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①◎新条例の施行、新制度の運用開始、新制度のPR、候補樹木等の調査、保存樹木等の追加指定	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続
実績	①◎新条例の施行、新制度の運用開始、新制度のPR、候補樹木等の調査、保存樹木等の追加指定	◎ 実施				

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H27.4 静岡市みどり条例を施行（清水市みどり条例は廃止）</li> <li>・H27.7 静岡市保存樹木等保全事業助成等要綱を施行（奨励金を廃止、補助金を上限30万円かつ費用の1/2以内）</li> <li>・H27.7 第1回目指定</li> <li>・H28.2 第2回目指定 H27年度末で保存樹木36本（うち葵2、駿河4）、保存樹林29箇所（うち駿河1）</li> </ul>
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	保存樹木・樹林の指定本数	計画	樹木38本 樹林30箇所	樹木4本 樹林2箇所	樹木4本 樹林2箇所	樹木4本 樹林2箇所
	実績	樹木36本 樹林29箇所				

局名	都市局	所管課	緑地政策課
----	-----	-----	-------

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	1 健全な財政運営の推進
施 策	2 事務事業の見直し・統廃合

取組項目	3-29 事務事業の見直しによるコスト削減等（再開発事業の推進）
------	----------------------------------

現状等	<p>これまでの本市の再開発事業等は、総合計画、都市計画マスタープラン等の上位計画との整合性を図りつつ、目的を定めた「点」での再開発等を実施し、一定の効果あげてきました。</p> <p>今後の再開発事業等は、個々の事業の質をより高め、まち全体への貢献度を高めつつ、長期的且つ広い視点と地域の魅力を活用し、みかく視点で、計画的に推進・誘導を図っていくため、平成25年12月に都市再開発方針を都市計画決定し、併せて再開発事業等採択手順を定めており、今後も継続的に実施する必要があります。</p>
-----	---

取組概要	<p>①再開発事業等審査委員会の活用等により、質の高い再開発事業を官民連携で進めます。</p> <p>今後の事業化においては、都市再開発方針及び再開発事業等採択手順を基に、以下の取組みを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「再開発事業等審査委員会」での審査により、質の高い新規事業を実現し、計画的な事業採択、補助金の平準化・適正化を図ります。</li> <li>・審査にあたっては、採択基準に定めた補助金運用ガイドラインにより「事業評価チェックシート」を作成します。</li> <li>・重要政策検討会議(最終審査)、経営会議(市長の意思決定)と段階を踏んで審査し、意思決定を行います。</li> <li>・事業の初期段階から地区勉強会等に職員が参加し、官民連携で事業を進めていきます。</li> <li>・以上により、質の高い再開発事業等を計画的・継続的に推進します。</li> </ul>
------	---

効 果	<p>・質(ゆとりある歩行空間の確保などの公共貢献、他のまちづくり関連事業への波及効果)の高い再開発事業等が実現します。また、市財政事情を勘案した計画的な事業採択及び補助金の平準化、適正化が図られるほか、官民連携が推進されます。</p>
-----	--

工 程	年度	内 容	H27	H28	H29	H30
	計画	①地区勉強会参加、事業評価チェックリスト作成、審査委員会開催、経営会議等付議、都市計画決定、事業計画組合設立認可、権利変換計画認可	◎ 実施 (勉強会、チェックリスト作成、審査委員会開催等)  ○ 一部実施 (地区勉強会参加)	◎ 実施 (都市計画決定)  ○ 一部実施 (地区勉強会参加)	◎ 実施 (事業計画・組合設立認可)  ◎ 実施 (勉強会、チェックリスト作成、審査委員会開催等)	◎ 実施 (権利変換計画認可)  ◎ 実施 (都市計画決定)
実績	①地区勉強会参加、事業評価チェックリスト作成、審査委員会開催、経営会議等付議、都市計画決定、事業計画組合設立認可、権利変換計画認可	◎ 実施 (勉強会、チェックリスト作成、審査委員会開催等)  ○ 一部実施 (地区勉強会参加)				

凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
-----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業化を目指し立ち上がっている準備組合の会合や今後準備組合を目指す地区の勉強会に参加し、情報共有、アドバイス等を行いました。</li> <li>・「事業評価チェックリスト」の見直しに向け、係内で議論し、見直し案を作成しました。</li> </ul>
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	採択基準に基づく新規再開発事業等立ち上げ数	計画	—	—	1事業	—
	実績	—				

局 名	都市局	所管課	市街地整備課
-----	-----	-----	--------

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	1 健全な財政運営の推進
施 策	2 事務事業の見直し・統廃合

取組項目	3-31 事務事業の見直しによるコスト削減等（開発登録簿のデータ化）
------	------------------------------------

現状等	窓口相談や審査事務にあたり、過去の開発登録簿から情報を収集しなければなりません。昭和50年から現在までの開発登録簿（約2,600件）がすべて紙媒体であるため情報の検索に時間を要しています。また、万一火災等の災害が発生した際に、紙媒体のみであるとデータが消失してしまう可能性があるほか、今後も開発登録簿等は増え続けるため、執務室内での保管場所の確保が難しい状況であるため、事業の見直しが必要となっています。
-----	--

取組概要	①開発登録簿等のデータ化を検討・実施し、適切な運用を目指します。
------	----------------------------------

効 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ化することにより開発登録簿から開発許可を受けた区域や道路等公共施設の位置及び形状、建築物の用途など情報の検索が容易になり、窓口相談や審査事務における市民の方の待ち時間の減少につながります。</li> <li>・非常災害時等にバックアップの役割を果たすとともに、紙媒体の開発登録簿等の保存管理を適切に行うことができます。</li> </ul>
-----	---

工 程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①他政令指定都市の状況調査、データ化手法の研究、既存開発登録簿等の整理・情報量の把握、データ化する仕様の検討、方向性決定	△ 調査・検討 (状況調査・研究)	○ 一部実施 (登録簿整理・仕様検討・方向性決定)		
実績	①他政令指定都市の状況調査、データ化手法の研究、既存開発登録簿等の整理・情報量の把握、データ化する仕様の検討、方向性決定	△ 調査・検討 (状況調査・研究)				

凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
-----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	類似資料をデータ化している関係課及びデータ化取組済みである政令指定都市（横浜市、川崎市、仙台市、福岡市、堺市）へ状況調査を実施し、その手法や仕様を確認。データ化する仕様の検討資料をまとめました。
-----	---

H28	
-----	--

H29	
-----	--

H30	
-----	--

局 名	都市局	所管課	開発指導課
-----	-----	-----	-------

第3次行財政改革前期実施計画個票

No	13
----	----

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	1 健全な財政運営の推進
施策	4 自主財源の確保

取組項目	1-5 市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進（市営住宅使用料）
------	------------------------------------

現状等	市営住宅使用料の現年度収納率は、「静岡市債権の管理に関する条例」施行後95%台で推移しています。しかし、滞納繰越分の未納については、静岡市債権の管理に関する条例に従い、債権の圧縮を行っているが、現年度の未納が圧縮できずにいるため、経常的に滞納額が減少している状況であるため、今後も負担の公平性、安定財源の確保ため、収納率向上に努める必要があります。 (平成25年度収納率 現年度分 95.13% 過年度分 12.03%)
-----	---

取組概要	①滞納防止策：新規滞納者の発生を抑止のため、納付忘れなどの解消のため納付方法を口座振替へ切り替える勧奨を行います。 ②滞納整理の強化：3か月以内の初期滞納者に対して、早期に電話、文書による催告強化を実施し、現年度の未収入額の縮減を図ります。
------	---

効果額の積算方法	H26年度収納率（当初予算時）（現年度分 95.50%、滞納繰越分 11.18%） ○各年度の収納率（目標）・調定額（現年度・滞納繰越分） H27年度（現年度分）95.63% 1,481,986千円、（滞納繰越分） 11.31% 424,689千円 H28年度（現年度分）95.85% 1,479,572千円、（滞納繰越分） 11.45% 424,568千円 H29年度（現年度分）95.98% 1,477,158千円、（滞納繰越分） 11.58% 424,447千円 H30年度（現年度分）96.10% 1,474,744千円、（滞納繰越分） 11.72% 424,326千円 ○効果額算出方法 （計画）各年度の調定見込額×（各年度の収納率：目標 - H26年度収納率：当初予算時）=効果額 （実績）各年度の調定額 ×（各年度の収納率：実績 - H26年度収納率：当初予算時）=効果額
----------	---

効果	収納率を向上させることで、負担の公平性と安定財源を確保することができます。
----	---------------------------------------

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①滞納防止策強化 ・早期着手による滞納整理の強化 ・納付方法の切替依頼 ②滞納整理強化 ・高額滞納者に対する明渡請求、明渡訴訟 ・電話催告・休日納付相談の実施	◎ 実施 ○ 一部実施	⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続
実績	①滞納防止策強化 ・早期着手による滞納整理の強化 ・納付方法の切替依頼 ②滞納整理強化 ・高額滞納者に対する明渡請求、明渡訴訟 ・電話催告・休日納付相談の実施	◎ 実施 ○ 一部実施				

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	滞納初期段階での電話催告の実施 明渡請求を年3回実施。延々65件を明渡請求し、内、提訴件数14件 休日納付相談年3回実施
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	収納率(市営住宅使用料) (H26当初予算時) (現年：95.50%) (滞繰：11.18%)	計画	合計 76.85% 現年分 95.63% 滞納繰越分 11.31%	合計 77.03% 現年分 95.85% 滞納繰越分 11.45%	合計 77.14% 現年分 95.98% 滞納繰越分 11.58%	合計 77.24% 現年分 96.10% 滞納繰越分 11.72%
	実績	合計 80.18% 現年分 97.47% 滞納繰越分 14.06%				
効果額	収入増額（単位：千円）	計画	現年分 1,926 滞納繰越分 552	現年分 5,178 滞納繰越分 1,146	現年分 7,090 滞納繰越分 1,697	現年分 8,848 滞納繰越分 2,291
		実績	現年度分 28,539 滞納繰越分 10,908			

局名	都市局	所管課	住宅政策課
----	-----	-----	-------

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	2 効果的なアセットマネジメントの推進
施策	2 公共建築物のアセットマネジメント

取組項目	2 市営住宅整備計画の見直し
------	----------------

現状等	市営住宅7,527戸（79団地）のうち4,441戸（54団地）が法定耐用年限を経過（木造、簡易耐火造）又は法定耐用年限の2分の1を経過（耐火造）し、老朽化が進行しています。昨今の急激な少子高齢化、財源確保の困難化、住宅量の充足に伴い、フロー社会からストック活用社会への転換が住宅政策にも必要となっています。
-----	---

取組概要	①市営住宅整備計画の見直し：地域性や建物の耐用年数等を考慮し、「アセットマネジメント基本方針」に基づき「市営住宅整備計画」を見直すとともに、住宅の長寿命化、統廃合、計画的修繕等のアセットマネジメントに取組めます。 また、「市営住宅アセットマネジメント基本計画」に基づき、管理戸数を削減します。
------	---

効果	建物の長寿命化、管理戸数の適正化により管理費用の平準化及び経費削減が見込まれます。
----	---

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①市営住宅整備計画の見直し ②計画に基づく長寿命化、統廃合等の実施	◎ 計画見直し	○ 計画に基づく一部実施	⇒継続
実績		①市営住宅整備計画の見直し ②計画に基づく長寿命化の実施	◎ 計画見直し			

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	市営住宅整備計画を見直し、計画に基づく長寿命化工事を実施しました。
-----	-----------------------------------

H28	
-----	--

H29	
-----	--

H30	
-----	--

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	管理戸数の減		計画	—	98戸	12戸
		実績	—			

局名	都市局	所管課	住宅政策課
----	-----	-----	-------

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	2 効果的なアセットマネジメントの推進
施策	2 公共建築物のアセットマネジメント

取組項目	9 省エネ・長寿命器具の推進					
現状等	現在、設計において、照明器具は一部を除きLED照明器具を採用していません。LED照明器具は消費電力が少なく、長寿命であり、近年、数多く商品化されており信頼性も高く、今後普及率は伸びていくと考えられるため、積極的に採用することが必要となっています。					
取組概要	①省エネ・長寿命化器具の採用：従来の照明器具とLCC比較を行い、工事委嘱をした課と協議しながらLED照明器具に適した部屋等を選定し採用することにより、照明器具の省エネと長寿命化を図ります。					
効果	LED照明器具の採用により、消費電力の省エネと長寿命化が図られます。					
工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①LED照明器具の調査、設置場所の選定、設置基準の作成、実施	△ 調査・検討・作成等	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続
	実績	LED照明器具の調査、設置場所の選定、設置基準の作成、実施	△ 調査・検討・作成等			
凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止					

取組実績（具体的な取組内容）

H27	LED照明器具の調査、設置場所の選定をし、LED照明器具採用基準を作成しました。
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	LED照明器具採用基準による採用率	計画	—	100%	100%	100%
		実績	—			
効果額	削減額（単位：千円）	計画	—	実績報告	実績報告	実績報告
		実績	—			
局名	都市局	所管課	設備課			

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	2 効果的なアセットマネジメントの推進
施策	3 インフラ資産のアセットマネジメント

取組項目	1 都市計画道路の見直し
------	--------------

現状等	本市の都市計画道路は、134路線、約373kmが計画されていますが、約3割が未整備(H25.3.31時点)であり、H18年度より都市計画道路の見直しを行い、H24年度末までに8路線、約7.6kmの廃止手続きを実施してきました。しかし、近年の更なる人口減少や少子高齢化、自動車交通量の減少予測等により、都市計画道路の必要性や役割・機能に変化が生じており、必要性等の再検証を進め、将来の道路ネットワークを再構築する必要があります。
-----	---

取組概要	①都市計画道路の見直し：現在実施している「静岡中部都市圏PT調査」により、新たな将来交通計画が示されるため、調査結果に基づき、改めて都市計画道路の見直し作業を行い、都市計画道路の必要性、優先度等を再検証します。
------	---

効果	都市計画道路見直しにより必要性、実現性の高い道路ネットワークが再構築されるとともに、整備の優先順位が明確になることで、限りある予算の中で効果的な道路整備が実現します。
----	---

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①都市計画道路見直し指針改訂作業、既決定路線の検証等 都市計画道路の廃止	△見直し	△検証・対象路線抽出	△将来道路網計画作成
実績		①都市計画道路見直し指針改訂作業、既決定路線の検証等 都市計画道路の廃止	△見直し			

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	第2回都市計画道路見直し実施に向け、上位・関連計画との整合を図り、他都市の事例調査結果を踏まえ、庁内検討委員会、交通政策協議会、都市計画審議会の意見を伺ったうえで、第2回都市計画道路見直し指針（案）を作成しました。
H28	
H29	
H30	

局名	都市局	所管課	都市計画課
----	-----	-----	-------

第3次行財政改革前期実施計画個票

No	17
----	----

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	2 効果的なアセットマネジメントの推進
施策	3 インフラ資産のアセットマネジメント

取組項目	2 都市計画公園の見直し
------	--------------

現状等	市では、大規模公園の整備とともに、良好な住環境の形成に資する街区公園を公平に市民に提供するため、通常手法による整備や無償借地公園制度の活用などによる都市公園の効果的・効率的配置を進めています。今後、これらに加え、都市計画公園の見直しを行うことで、更なる都市公園の適正配置を促進し、都市公園条例で標準と定める市民一人当たり公園面積10㎡達成に向けた配置計画を策定する必要があります。
-----	--

取組概要	①長期未整備公園の見直し：都市計画公園見直しガイドラインに基づき、都市公園の適正配置を目的に、長期未整備となっている都市計画公園について、整備事業の実現性等を踏まえ、代替地の検討や低未利用地の活用など地域の現状に適合する公園緑地のあり方を調査、検討します。 ②都市計画区域の見直し：旧都市計画法の下、決定された区域を明確にし、都市計画法第53条の許可事務の効率化を図るとともに、開設済みの公園区域との整合を図るべく調査を実施するなど、計画変更に向けた整理を進めます。
------	--

効果額の積算方法	【事業化時の効果額】 (試算)現在の都市公園の都市計画区域内に移転補償対象物件(建物)が5件存在し、更地に見直し変更した場合 (効果額＝補償見込額) 約4,500万円/1公園 × 3公園 = 1億3,500万円
----------	---

効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>公平で均衡ある都市公園整備を進めるための判断資料の一つとして、公園整備作業全体のスピードアップへの寄与が期待できます。</li> <li>都市計画区域内において、都市計画法第53条に基づく規制を受けている住民の負担を軽減できます。</li> <li>適正配置により、整備の早期化と用地費・移転補償費の軽減、低未利用地の活用等の効果が期待できます。</li> </ul>
----	---

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①長期未整備公園調査・検討・見直し(代替地検討、住民説明等)	○一部実施	⇒継続	⇒継続	⇒継続
実績	②都市計画区域見直し調査 都市計画審議会への付議 (合意形成が得られ次第)	○一部実施 ○一部実施	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続	⇒継続 ⇒継続	
	①長期未整備公園調査・検討・見直し(代替地検討、住民説明等)	○一部実施				
実績	②都市計画区域見直し調査 都市計画審議会への付議 (合意形成が得られ次第)	○一部実施 ○一部実施				

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績(具体的な取組内容)

H27	長期未整備の都市計画公園(金山公園)と代替検討地の調査実施。金山公園の見直し案検討。長期未整備の都市計画公園である笠森公園の廃止成立。
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	①代替地調査、住民説明会等実施公園数	計画		— 2公園	1公園 —	— 1公園
実績			— 1公園			
②公園の区域調査数	計画		22公園	22公園	42公園	43公園
	実績		10公園			
効果額	投資的経費の縮減額 (単位：千円)	計画	90,000	—	45,000	—
		実績	45,000			
局名	都市局	所管課	緑地政策課			



# 第3次行財政改革前期実施計画個票 【消防局】



第3次行財政改革前期実施計画個票

No	1
----	---

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	1 市民参加・協働の推進
施策	2 協働事業の推進

取組項目	4-10 NPO・地域・大学等との協働事業の推進（応急手当普及啓発活動）
------	--------------------------------------

現状等	新たに、中学生を対象に救命講習会を実施し「命の大切さ」や「命を助ける知恵」を学ぶための環境を整えるとともに、将来の救命率向上を目指すよう取組んでおり、当講習会を継続することで、より普及啓発活動を広める必要があります。 [救命講習受講者数 H25年 10,576人]
-----	---

取組概要	①普及啓発活動の実施 ・希望する中学校に応急手当普及啓発活動を図ります。 ・毎年約8,600人（静岡市約7,000人＋2市2町約1,600人）の中学生から希望を募り、依頼された学校への講習を行うことにより、応急手当の普及を図ります。 ・救命講習に対し、eラーニングの事前講習を行う事で受講時間を短縮します。
------	--

効果	eラーニングを取入れる事で、OB指導員の謝金が縮減され、市民の負担軽減並びに、受講しやすい環境を作ることができます。また、中学生を対象に、救命講習を通じて「命の大切さ」や「命を助ける知恵」を学ぶための環境を整えることで、将来の救命率の向上が期待できます。
----	---

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①普通救命講習の実施 ・学校への講習 ・自治会等への協力依頼 ・広域化市町での実施  ②eラーニングによる講習	◎ 実施 △ 推奨・説明 ○ 一部実施 —	⇒ 継続 ○ 講習実施 ⇒ 継続 ◎ 講習実施	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続
実績	①普通救命講習の実施 ・学校への講習 ・自治会等への協力依頼 ・広域化市町での実施  ②eラーニングによる講習	◎ 実施 △ 推奨・説明 ○ 一部実施 —  ○ 事前準備 ◎ 市民への周知	◎ 活用 ⇒ 継続			

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	・救命講習（普通ⅠⅡⅢ・上級・入門・体験）の実施件数は592回、実施人数は12,971人です。（静岡市に限る） ・学校講習は任意により実施しています。 教育カリキュラムに取り込んだ救命講習の実施については、教育委員会と意見交換会を開催し協議を継続しています。 ・eラーニングについて要綱を作成し、システムを構築作業中です。
-----	--

H28	
-----	--

H29	
-----	--

H30	
-----	--

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	①救命講習受講者数 (H25 10,576人)	計画		10,600人	12,500人	12,500人
	実績		12,971人			

局名	消防局	所管課	救急課
----	-----	-----	-----

基本方針	Ⅱ 質の高い行政経営の推進
改革の方向	1 人材育成・活用の推進
施 策	2 人材育成の推進

取組項目	4-1 消防職員の人材育成（消防吏員の基本能力及び専門能力の向上）
------	-----------------------------------

現状等	H24年度に策定された「静岡市新人材育成ビジョン」に基づき、「静岡市消防局人材育成ビジョン」を策定し、全消防職員を対象として計画的に人材育成を行っています。また、H26年度には、重点政策として「消防救急広域化に向けた消防職員特殊災害研修」を実施しましたが、今後も、市民の生命、身体及び財産を守るため、継続的な人材育成は欠かすことのできない重要な取組となっています。
-----	--

取組概要	①消防吏員の能力向上：「消防局技能伝承制度」を新たに設け、新人職員から中堅職員までを対象に知識と技術を伝えるため、各署の57歳から59歳までの職員を伝承官として指名します。また、将来的に消防業務各分野のスペシャリストの育成を図るため、「（仮称）消防吏員能力向上プラン」を新設し、階層及び各分野の職員に対して集中的に研修を実施して積極的な人材育成に取組みます。
------	---

効 果	消防救急広域化により浜岡原子力発電所や富士山静岡空港が管轄となり、複雑多様化及び高度化する災害発生のおそれがあることから、各分野において専門的な知識を持つ職員（スペシャリスト）を育成することで、静岡市消防職員全体の災害対応能力及び危機管理能力の向上が図られます。
-----	---

工 程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①技能伝承制度導入、構築 (仮称)消防吏員能力向上プラン導入の検討、構築	△ 検討	◎ 構築・実施 △ 検討	⇒ 継続 ◎ 構築・実施	⇒ 継続 ⇒ 継続
実績	①技能伝承制度導入、構築 (仮称)消防吏員能力向上プラン導入の検討、構築	△ 検討				

凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
-----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	新人職員から中堅職員までを対象に知識と技術を伝える「消防局技能伝承制度」を新設するための素案（原則として定年退職5年前までの職員を伝承官として指名する等）の作成を行い、素案の内容について課内協議を行いました。 課内協議の検討内容を踏まえ、今後、局内へ周知を図るためのプレゼンテーション用の資料についても作成しました。
-----	---

H28	
-----	--

H29	
-----	--

H30	
-----	--

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
		①スペシャリスト認定数	計画	—	—	5人
	実績		—			
	①技能伝承官数	計画	—	58人	59人	45人
実績		—				

局 名	消防局	所管課	消防総務課
-----	-----	-----	-------

基本方針	Ⅱ 質の高い行政経営の推進
改革の方向	1 人材育成・活用の推進
施策	2 人材育成の推進

取組項目	4-2 消防職員の人材育成（火災調査体制の充実）
現状等	近年、科学技術の進歩に伴い、製造物は精密・複雑化しており、出火に至った場合の火災原因究明についても、専門的知識、技術が必要となっています。加えて市民の安全意識の高まりから、火災調査に寄せる期待や情報開示請求が増加傾向を示しています。このため、消防局では、火災調査基礎講座等の研修を若い職員を中心に行っています。
取組概要	①火災調査体制の充実：質の高い行政運営を行うため、火災調査に関する啓発、助言及び指導のできる者「火災調査アドバイザー」を育成し、専門的知識、技術の向上を図ります。また、H27年度は広域化市町職員にも火災調査研修として参加させ、広域化に備えます。
効果	消防局の火災調査技術の専門性や技術力の向上が図られることで減災にも繋がり、安心・安全に寄与することが期待できます。

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①火災調査アドバイザー-認定講習の実施(2回) ①火災調査アドバイザー-専門性向上研修の実施 ①広域化職員の火災調査研修の実施、広域化に伴う火災調査アドバイザー-認定講習の実施	◎ 実施  ◎ 実施  ○ 調査研修	⇒ 継続  ⇒ 継続  ◎ 認定講習	⇒ 継続  ⇒ 継続	⇒ 継続  ⇒ 継続
実績	①火災調査アドバイザー-認定講習の実施(2回) ①火災調査アドバイザー-専門性向上研修の実施 ①広域化職員の火災調査研修の実施、広域化に伴う火災調査アドバイザー-認定講習の実施	◎ 実施  ◎ 実施  ○ 調査研修				

凡 例 △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	火災調査の専門的知識、技術の向上を図るため火災調査アドバイザー-認定講習を2回実施し24名を認定し、火災調査アドバイザー-専門性向上研修（公開鑑識等）も2回以上実施しました。また、広域化市町職員にも火災調査研修として参加させ、広域化に備えました。
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	②火災調査アドバイザー-認定数	計画		24人	36人	36人
	実績		24人			
局 名	消防局	所管課	予防課			

基本方針	Ⅱ 質の高い行政経営の推進
改革の方向	1 人材育成・活用の推進
施 策	2 人材育成の推進

取組項目	4-3 消防職員の人材育成（査察に関する専門知識・技術の向上）					
現状等	消防法令違反のある防火対象物数の削減に向けて、職員の査察におけるより専門的な知識、技術の向上が求められています。団塊世代の大量退職に伴い若手職員の割合が増加しており、さらにH28年度には3市2町における消防救急広域化が控えていることから、立入検査技術の向上及び違反是正を主とする研修に取組む必要があります。					
取組概要	①査察能力の向上：立入検査技術の向上及び違反是正を主とした模擬査察研修を行うことにより、職員のより専門的な知識、技術の向上を図ります。					
効 果	査察業務体制の強化が図れ、消防法令違反のある防火対象物数の削減に繋がります。					

工 程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①若手職員、違反是正担当職員研修の実施	◎ 実施	⇒継続	⇒継続
実績		①若手職員、違反是正担当職員研修の実施	◎実施			

凡 例      △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	勤続15年未満の消防司令補以下の職員を対象に、査察技術向上研修と題し、6消防署において各2回（全12回）実施し、124人が受講しました。
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	①研修受講者数（新規事業）		計画	50人	120人	120人
		実績	124人			
局 名	消防局		所管課	査察課		

基本方針	Ⅱ 質の高い行政経営の推進
改革の方向	1 人材育成・活用の推進
施 策	2 人材育成の推進

取組項目	4-4 消防職員の人材育成（航空支援要員の育成）					
現状等	災害時の活動に航空課人員だけでは不足がある場合、特別救助隊からの応援を依頼していますが、ヘリコプターを使用しての災害対応は特殊性があることから、航空隊との連携訓練を修了した者を支援要員として指定している状況です。指定した者が移動等により支援要員として応援の依頼が出来ないことがあります。					
取組概要	①航空支援要員の育成：救助隊、山岳救助隊等との連携訓練を行い、支援要員の確保を図ります。					
効 果	支援要員を確保することにより、消防ヘリコプターによる災害対応を安定的に行い、市民の安全安心に寄与することができます。					
工 程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①航空隊訓練の実施	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続
実績	①航空隊訓練の実施	○ 一部実施				
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止					

取組実績（具体的な取組内容）

H27	年次点検において機体に不具合が見つかり、この修理等に時間が掛かり年度後半に訓練が実施出来なかったため、支援要員としての訓練が1名以外完結できなかったものです。
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	支援要員新規指定者数	計画	3人	3人	3人	3人
実績		1人				

局 名	消防局	所管課	航空課
-----	-----	-----	-----

基本方針	Ⅱ 質の高い行政経営の推進
改革の方向	2 効率的な組織体制の確立
施 策	1 組織・機構の見直し

取組項目	2 消防救急広域化による組織体制の充実
現状等	H25年11月に3市2町（静岡市、島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町）の合意により静岡地域広域消防運営計画を策定し、H26年度に移行準備計画に基づき、事務事業・例規の整理、職員の人事交流及び新庁舎建設を実施しました。H27年度には、消防救急無線のデジタル化整備及び消防総合情報システム整備を進め、今後、広域化を実現することで、消防活動体制を図る必要があります。
取組概要	①人事交流・合同訓練の実施：H27年度には人事交流に加え、合同訓練や合同研修を行います。 ②消防救急無線デジタル化整備・消防総合情報システム整備：H27年度に消防救急無線のデジタル化及び消防総合情報システムを整備します。 ③広域化による現場要員の拡充：広域化後も円滑な消防活動が行えるよう、専門知識・技術の共有化や職員の融合を図り、H28年4月1日の広域化を目指すとともに、現場要員を拡充します。
効 果	広域化により①総務・指令部門の統合による現場要員の拡充、②大規模災害への対応強化、③管轄区域を越えた出動、④組織の活性化と資質の向上などが図られます。また、現場要員が拡充されることにより、住民に直接提供される消防サービスである災害対応及び消防署所の体制の充実が図られます。（3市2町で拡充される現場要員数21人：静岡市5人、2市2町16人）

工 程	年度	内 容	H27	H28	H29	H30
	計画		①人事交流、合同訓練等の実施 ②消防救急無線デジタル化整備及び消防総合情報システム整備 ③消防救急広域化による現場要員の拡充	◎ 実施 ◎ 実施	◎ 実施	⇒ 継続
実績		①人事交流、合同訓練等の実施 ②消防救急無線デジタル化整備及び消防総合情報システム整備 ③消防救急広域化による現場要員の拡充	◎ 実施 ◎ 実施			

凡 例      △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	①広域化構成市町の島田市消防本部、吉田町牧之原市広域施設組合消防本部及び牧之原市相良消防本部と静岡市消防局との間で人事交流及び各種合同訓練を実施しました。 ②消防救急無線デジタル化整備及び消防総合情報システム整備を広域化構成市町分を含めて完了しました。
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	③現場要員の拡充		計画	—	5人	—
		実績	—			

局 名	消防局	所管課	消防総務課
-----	-----	-----	-------

基本方針	Ⅱ 質の高い行政経営の推進
改革の方向	3 ICTの高度利用による情報化の推進
施策	2 ICTの活用とシステムの最適化

取組項目	4 消防活動支援情報のICT化促進
現状等	大規模地震等が発生し、被害が多発した場合は、他県からの緊急消防援助隊を受援し、消火・救助・救急などの消防業務に従事することになりますが、現在の「消防受援計画」では、当市消防職員から、活動拠点において被害情報、道路状況、水利情報、燃料補給場所、活動拠点等の消防活動支援情報を紙ベースで提供する計画となっています。このため、今後はICTを活用し、適時適切な情報提供をすることで、情報の共有化と被害軽減を図る必要があります。
取組概要	①消防活動支援情報のデジタル化：消防活動支援情報をデジタル化し、早期に提供できるシステムを整備することで、各種被害情報等を提供し、情報の収集と共有化を図るとともに、被害軽減につなげます。
効果	緊急消防援助隊が保有するiPadを介して得る支援情報とするほか、スマートフォンから写真等で被害状況をアップすることで、情報の共有を図ることができます。また、各種災害対応への活用が見込まれ、被害の軽減につながることを期待できます。

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	各調査・検討 ①システム整備、デジタル化	△ 調査・検討 ○ 整備	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続
実績	各調査・検討 ①システム整備、デジタル化	△ 調査・検討 ○ 整備				

凡 例      △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	大規模災害発生時に派遣される緊急消防援助隊等に提供する被災状況の画像、集結場所、燃料補給場所、耐震性貯水槽のデータのシステムへの取り込み等を新規整備しました。
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	災害対応等の活動に支障となる故障等の発生件数	計画		0件	0件	0件
	実績		0件			

局 名	消防局	所管課	警防課
-----	-----	-----	-----

基本方針	Ⅱ 質の高い行政経営の推進
改革の方向	3 ICTの高度利用による情報化の推進
施策	2 ICTの活用とシステムの最適化

取組項目	7 保有映像情報の有効活用
------	---------------

現状等	消防局が保有する映像情報（高所監視カメラ・ヘリコプターテレビ等）と道路部が保有する映像情報（道路監視カメラ等）は独立しており、災害発生時等に相互に情報交換が可能な体制が取られていないことから、一体的に運用することで、災害時等における迅速かつ確かな対応が求められています。
-----	---

取組概要	①映像システムの運用：システム環境整備に係る調整及び技術検証作業や、システム改修を行い、映像情報の相互情報提供が可能な環境を構築します。
------	--

効果	災害発生時に相互に必要な映像情報を提供することで、リアルタイム画像による災害情報の把握が可能となり、迅速的確な災害対応が可能となります。
----	--

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①映像システム改修・運用	△改修	◎運用開始	⇒継続	⇒継続
実績	①映像システム改修・運用	△改修				

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	消防局が保有する映像情報（高所監視カメラ・ヘリコプターテレビ等）と建設局道路部道路保全課が所管する道路監視カメラ等の映像情報を相互に提供し、表示できる装置の設置と設備の調整を行い、指令センター内での映像閲覧を可能とし、危機管理総室を含め2箇所での閲覧が可能となりました。さらに、水道局庁舎新設に伴い、水道局と映像の共有化を可能とし、3箇所、4局間において災害発生時に必要な情報を共有し、映像で取得することが可能となりました。
-----	--

H28	
-----	--

H29	
-----	--

H30	
-----	--

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	①保有映像情報の提供箇所	計画	1箇所	3箇所	3箇所	3箇所
	実績	3箇所				

局名	消防局	所管課	指令課
----	-----	-----	-----

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	1 健全な財政運営の推進
施 策	2 事務事業の見直し・統廃合

取組項目	3-23 事務事業の見直しによるコスト削減等（消防車両の小型化）
現状等	狭隘道路対策及び経費縮減のため、消防車両の小型化を平成22年度から実施しており、今後も継続的に実施する必要があります。 実績：平成22年度 9台、平成23年度 6台、平成24年度 10台、平成25年度 1台、平成26年度 1台、平成27年度 3台
取組概要	①狭隘道路対策及び健全な財政運営を図るため、消防車両の小型化を実施します。
効果額の積算方法	効果額 = 小型化前の車両購入額合計 - 小型化した場合の車両購入額合計 実績（効果額）：平成22年度 9台（52,052千円）、平成23年度 6台（43,938千円）、平成24年度 10台（48,212千円）、平成25年度 1台（6,834千円）、平成26年度 1台（4,644千円）、平成27年度 3台（23,189千円）
効 果	地域性を考慮して消防車両を小型化をすることにより、効率的な災害対応が図られ、さらに、コスト縮減も図ることができます。

工 程	年度	内 容	H27	H28	H29	H30
	計画		①消防車両の小型化	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続
実績		①消防車両の小型化	◎実施			

凡 例      △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	更新車両12台の内、3台を小型化しました。効果額23,189千円
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	小型化する消防車両の台数	計画		3台	1台	2台
実績			3台			
効果額	投資的経費の縮減額 （単位：千円）	計画	21,686	8,683	17,366	17,366
		実績	23,189			

局 名	消防局	所管課	財産管理課
-----	-----	-----	-------



第3次行財政改革前期実施計画個票  
【教育局】



第3次行財政改革前期実施計画個票

No	1
----	---

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	1 市民参加・協働の推進
施 策	1 市民参加と地域の人材育成

取組項目	2-3 ボランティア事業等の推進（読み聞かせ等図書館ボランティアとの協働促進）
現状等	音訳、ブックスタート、ブックステップ、読み聞かせ、書架整理等においてボランティアの協力を得ていますが、活動内容や活動場所によりボランティアの人数に差が生じているため、ボランティアの増員を図る必要があります。 【H25年度実績】音訳：131人、読み聞かせ：196人、書架整理等：50人 計377人
取組概要	①ボランティアとの協働促進：ボランティア講座等の実施や活動内容等の周知に努め、ボランティアの養成及び増員を図り、ブックスタート、ブックステップ、読み聞かせ、書架整理等の活動をボランティアとの協働により実施する。
効 果	ボランティア活動を通じ市民が図書館の理解を深めることで、協働の推進と各事業の充実を図ることができます。

工 程	年度	内 容	H27	H28	H29	H30
	計 画		①ボランティア養成講座の実施	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続
実 績		①各館でのボランティア活動	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続
		①ボランティア養成講座の実施	◎ 実施			
		①各館でのボランティア活動	◎ 実施			

凡 例

△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	音訳、本の読み聞かせ、ブックスタート、ブックステップ、書架整理等において、ボランティアとの協働により活動を実施しました。また、平成27年度の実績が計画値に達していない理由については、当該年度に新たに17名のボランティアが増加しましたが、当初想定に無かった16名の減少があったためです。
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	ボランティア人数 (H25 377人)		計 画	380人	385人	390人
		実 績	366人			

局 名	教育委員会事務局	所管課	中央図書館
-----	----------	-----	-------

第3次行財政改革前期実施計画個票

No	2
----	---

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	1 市民参加・協働の推進
施策	5 権限移譲による地方自治の推進

取組項目	2 県費負担教職員の移譲による教職員配置の再構築
------	--------------------------

現状等	指定都市の小・中学校の教職員に係る人事権は指定都市教育委員会が有し、教職員定数の決定、学級編制の基準設定、給与等の負担は都道府県が有するというねじれ状態でした。これを解消するため、指定都市が要望し、教職員定数の決定等を指定都市に権限移譲する改正の法案（第4次一括法案）が、H26年通常国会に提出、可決されました。このため、県費教職員の権限移譲を迅速に進め、地域の実情に合った教育の提供が求められています。
-----	--

取組概要	①権限移譲に伴う制度・体制の整備：県費負担教職員の権限移譲を進め、学級編制の基準設定、教職員定数の決定、条例等の制定を行うとともに、給与・勤務条件に係る制度の整備及び給与支給のためのシステム整備をします。
------	--

効果	小・中学校の教職員定数の決定や学級編制の基準設定ができることで、学校の現状に沿ったより適切な教職員の配置が可能となり、市が主体的に市民のニーズに応じた教育を提供できるようになります。
----	---

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①教職員給与案の検討、支給システム開発 ①教職員の定数・配置・給与案等の検討、条例・規則・要綱制定、実施 ①権限移譲・運用	△調査・検討	△調査・検討	◎権限移譲
実績		①教職員給与案の検討、支給システム開発 ①教職員の定数・配置・給与案等の検討、条例・規則・要綱制定、実施 ①権限移譲・運用	△調査・検討			

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	新人事給与システム整備に向け、人事・給与等業務ごと開発作業を行いました。また、県の人事給与システムに登録されている移管対象職員に係るデータの一部を市の新人事給与システムに移行しました。
H28	
H29	
H30	

局名	教育局	所管課	教職員課
----	-----	-----	------

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	2 官民連携の推進と民間活力の活用
施策	2 民間活力の活用

取組項目	3-2 PPP・PFI事業の導入の推進（北部学校給食センターのPFI導入）
------	---------------------------------------

現状等	北部学校給食センターは、S53年に建設され老朽化しており、耐震性能や衛生面の改善が必要で、今後の改築整備に向け、H26年4月より稼働を休止していますが、改築整備をする際、民間活力を活用するなど効率的な管理運営が求められています。
-----	--

取組概要	①北部学校給食センターPFI導入：北部学校給食センターの改築整備をするにあたり、PFI手法を導入します。
------	--

効果額の算定方法	<p>【総事業費】</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>従来手法</th> <th>PFI手法</th> <th>差額</th> </tr> <tr> <td>施設整備費等</td> <td>3,126,623千円</td> <td>2,813,960千円</td> <td>312,663千円</td> </tr> <tr> <td>運営・維持管理費等</td> <td>6,140,627千円</td> <td>7,132,804千円</td> <td>▲992,177千円</td> </tr> <tr> <td>支出計(A)</td> <td>9,267,250千円</td> <td>9,946,764千円</td> <td>▲679,514千円</td> </tr> <tr> <td>収入(B)</td> <td>2,191,495千円</td> <td>432,300千円</td> <td>1,759,195千円</td> </tr> <tr> <td>総事業費(A-B)</td> <td>7,075,755千円</td> <td>9,514,464千円</td> <td>▲2,438,709千円</td> </tr> </table> <p>※従来手法の運営・維持管理費には人件費を含まない。                  [効果額] 施設整備等に係る経費：PFIによる支払時期に合わせ、効果額（従来手法－PFI手法）を算出する。                  [算出基礎] PFI手法は従来手法の90%であり、効果額＝従来手法の支払額－PFI手法支払額</p> <p>○運営・維持管理費、その他経費に係る経費：PFIによる支払時期に合わせ、効果額を算出する。                  [算出基礎] PFI手法(運営・維持管理費等(人件費含む)÷従来手法(運営・維持管理時(人件費含まず)＋その他経費)=1.16157                  効果額＝従来手法支払額－PFI手法支払額                  (※PFI手法の方が高く支払うため効果額はマイナスとなる(維持管理費のトータルは人件費と相殺する。))</p> <p>○人件費：退職不補充(正規と非常勤の差)及びPFIにより人員削減分相当額を効果額とする。                  H27(1年目)＝正規(8,000×7)－非常勤(▲3,000×7)＝35,000千円                  H28(2年目)＝正規(8,000×6)－非常勤(▲3,000×6)＋35,000(1年目)＝65,000千円                  H29(3年目)＝正規(8,000×4)－非常勤(▲3,000×4)＋65,000(2年目)＝85,000千円                  H30(4年目)＝通常の退職者不補充＋PFI手法の導入により減員する人数(本来は31年度に減員する分)                  通常分：正規(8,000×7)－非常勤(▲3,000×7)＋85,000(3年目)＝120,000千円                  PFI分：正規(8,000×6)＋非常勤(3,000×38)＝162,000千円、4年目計＝120,000＋162,000＝282,000千円</p>		従来手法	PFI手法	差額	施設整備費等	3,126,623千円	2,813,960千円	312,663千円	運営・維持管理費等	6,140,627千円	7,132,804千円	▲992,177千円	支出計(A)	9,267,250千円	9,946,764千円	▲679,514千円	収入(B)	2,191,495千円	432,300千円	1,759,195千円	総事業費(A-B)	7,075,755千円	9,514,464千円	▲2,438,709千円
		従来手法	PFI手法	差額																					
施設整備費等	3,126,623千円	2,813,960千円	312,663千円																						
運営・維持管理費等	6,140,627千円	7,132,804千円	▲992,177千円																						
支出計(A)	9,267,250千円	9,946,764千円	▲679,514千円																						
収入(B)	2,191,495千円	432,300千円	1,759,195千円																						
総事業費(A-B)	7,075,755千円	9,514,464千円	▲2,438,709千円																						
効果	PFI手法の導入により施設整備や整備後のセンター運営において、民間企業のノウハウを活かすとともに、経費削減と支出の平準化を図ることができます。																								

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①PFIの新規導入	△特定事業の選定・事業者選定	○解体工事 ◎PFI導入	○施設建設 ⇒継続	◎供用開始 ⇒継続
	実績	①PFIの新規導入	△特定事業の選定・事業者選定			

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	4月：特定事業の選定を実施しました 7月：入札公告を実施しました 10月：3グループから入札がありました 12月：落札者を決定しました 2月：落札者と特定事業契約を締結しました
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	①PFI新規導入施設数 (供用開始)	計画	—	—	—	1施設
実績		—				
効果額	削減額(単位：千円)	計画	29,975	65,000	80,807	220,309
		実績	34,318			
	投資的経費の縮減額 (単位：千円)	計画	—	—	39,396	15,654
		実績	—			
削減人員	正規 非常勤	計画	7人 ▲7人	6人 ▲6人	4人 ▲4人	13人 31人
		実績	7人 ▲7人			
局名	教育局	所管課	学校給食課			

第3次行財政改革前期実施計画個票

No	4
----	---

基本方針	Ⅱ 質の高い行政経営の推進
改革の方向	1 人材育成・活用の推進
施 策	2 人材育成の推進

取組項目	5 教職員の人材育成
------	------------

現状等	<p>現在、初任及び10年経験者研修は法定研修で実施していますが、10年経験者研修に替わる新しい研修が国によって検討され、ゆくゆくは各自治体に任される予定です。また、二つの研修以外に、2・3年目フォローアップ、5年経験者研修を実施していますが、10年経験者研修見直しと共に、ミドルリーダー層の育成や女性のキャリアアップなど教職員のライフステージに幅広く対応した研修の再構築に取組む必要があります。</p> <p>(研修参加満足度：平均80%程度)</p>
-----	---

取組概要	<p>①教職員研修の実施：10年経験者研修に代わる新しい研修の内容を検討するとともに、既存の希望研修を見直し、経験10年を経過した中堅教員がより一層実践的指導力や、仕事に対する意欲を高められるよう、研修の充実を図ります。また、女性のキャリアアップ研修にも取り組んでいきます。</p>
------	---

効 果	事業を整理し、既存の希望研修と統合することで教職員の実践力及び意欲の向上が図られます。
-----	---

工 程	年度	内 容	H27	H28	H29	H30
	計画		①研修内容見直し、新研修（中堅教員キャリアアップ研修）の実施	△見直し	◎実施	⇒継続
実績		①研修内容の見直し、新研修（中堅教員キャリアアップ研修）の実施	△見直し			

凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
-----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	<p>女性教員の昇任意欲が低く、管理職の女性の割合が校長11%、教頭9%です。この状況を改善するために、女性のキャリアアップに対する意識改革を図る目的で学年主任等20名（男女各10名、小中各10名）の中堅教員キャリアアップ研修を創設しました。現職管理職等のロールモデルや企業代表者の講師による講話やグループワークによって、ワークライフバランスの改善を含めたキャリアアッププランを作成しました。そのための講師の報酬費を次年度予算に計上しました。</p>
-----	---

H28	
-----	--

H29	
-----	--

H30	
-----	--

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	研修参加者満足度 (H25 80%)	計画		82%	84%	86%
実績			87%			

局 名	教育局	所管課	教育センター
-----	-----	-----	--------

基本方針	Ⅱ 質の高い行政経営の推進
改革の方向	3 ICTの高度利用による情報化の推進
施策	2 ICTの活用とシステムの最適化

取組項目	10 小・中学校校務支援システムの整備					
現状等	学校現場においては、校務支援システムが未整備のため、出席管理や成績処理等の際に、複数回の転記作業や手書き作業などに多くの時間を費やしています。また、学校間ネットワークも整備されていないことから、学校間の連絡は電話や文書等で行われているのが現状です。今後は、校務支援システムの導入により、校務処理に係る業務の効率化を図り、教職員が子どもと関わる時間を確保していく必要があります。					
取組概要	①校務支援システムを整備し、校務処理に係わる業務の流れを電子化することで、校務処理の効率化を図ります。					
効果	校務処理に要する時間や校務に負担を感じる教職員数を大幅に削減することで、教科指導や教材開発の充実など、教職員が子どもと関わる時間が増加し、教育の質の向上と多忙感の解消を図ることができます。					
工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①校務支援システムの整備	△調査・検討 (構築に係る基本案の検討)	○一部実施 (仕様の策定)	○一部実施 (システム構築)	◎実施 (小中全校での稼働)
	実績	①校務支援システムの整備	△調査・検討 (構築に係る基本案の検討)			

凡例 △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	<ul style="list-style-type: none"> <li>構築に係る基本案を総合教育会議、プロジェクトチーム会議等で協議しました。</li> <li>導入計画案、仕様案策定にかかる業務について、プロポーザル方式による公募を行いました。</li> </ul>
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	校務処理に係わる時間の削減率 (H26 小・中学校教員の校務処理に要する1人あたりの平均時間外勤務時間 165時間/年)	計画	—	—	—	70% (116時間減)
		実績	—			
局名	教育局		所管課	学校教育課		

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	1 健全な財政運営の推進
施策	2 事務事業の見直し・統廃合

取組項目	3-17 事務事業の見直しによるコスト削減等（奨学金貸付金元利収入の現年度分収納率の向上）
現状等	奨学金貸付金の収納率を向上させることで、財源の確保と制度の安定、負担の公平性を確保する必要があります。 平成23年度～25年度の奨学金貸付金現年度分の平均収納率は93.4% 平成23年度～25年度の現年分平均収入額 49,270,333円、奨学金貸付金過年度分の平均収納率は9.74% 平成23年度～25年度の過年度分平均収入額 2,520,833円
取組概要	①平成23年度～25年度の奨学金貸付金現年度分の平均収納率93.4%を毎年0.1ポイントずつ向上させていきます。 (平日に支払いやすい方法の検討。現金分任出納員の活用等)
効果額の積算方法	H23年度～H25年度の平均収納率 93.4% ○各年度の収納率（目標）・調定見込額（現年分） H27年度（現年分）93.50% 38,392,000円 H28年度（現年分）93.60% 29,437,000円 H29年度（現年分）93.70% 33,042,000円 H30年度（現年分）93.80% 31,550,000円 ○効果額算出方法 (計画) 各年度の調定見込額×(各年度の収納率：目標-H23年度～H25年度平均収納率)＝効果額 (実績) 各年度の調定額×(各年度の収納率-H23年度～H25年度平均収納率)＝効果額
効果	現年収納率をアップすることで、財源の確保と制度の安定、負担の公平性を確保することができます。

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①収納率の向上	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続
	実績	①収納率の向上	◎ 実施			

凡例 △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	3か月以上滞納がある者に対して、督促通知・催告書を送付しました。さらに、学事課職員全員で電話催告（夜間電話催告を含む）や夜間臨戸を行い、納付を指導しました。収入済額41,136,000円÷調定額44,283,000円=92.89%
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	現年度分収納率	計画	93.5%	93.6%	93.7%	93.8%
実績		92.9%				
効果額	収入増額（単位：千円）	計画	38	58	99	126
		実績	0			

局名	教育局	所管課	学事課
----	-----	-----	-----

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	1 健全な財政運営の推進
施策	2 事務事業の見直し・統廃合

取組項目	3-19 事務事業の見直しによるコスト削減等（こころの教育推進事業の経費削減）					
現状等	小中学校のいじめや不登校等に対応するため、養護教諭の不在時や、保健室登校の児童生徒への対応時等における保健室業務を補助するパート看護師を配置し、児童生徒一人ひとりの心の安定と学習の充実を図っています。					
取組概要	①パート看護師の配置は今後も行っていく予定ですが、共済費等を見直すことで、経費削減に努めていきます。					
効果額の積算方法	共済費の予算要求額を削減（雇用保険料 △62千円、 労災保険料 △14千円）					
効果	共済費の削減により、事業の経費を削減することができます。					

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①共済費等の見直し	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続
実績		計画に基づき、共済費の削減を実施しました。	◎実施			

凡 例      △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	パート看護師の配置希望校への効果的な配置に努めるとともに、勤務形態に基づき、共済費（雇用保険料等）を削減しました。
H28	
H29	
H30	

効果額	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	削減額（単位：千円）		計画	76	76	76
		実績	76			

局 名	教育局	所管課	教職員課
-----	-----	-----	------

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	2 効果的なアセットマネジメントの推進
施策	2 公共建築物のアセットマネジメント

取組項目	1 学校施設整備計画実施計画の策定
現状等	学校施設において、S30年代から50年代にかけて建てられた校舎等が老朽化しており、今後一斉に改築の時期を迎え、建替え費用の増加が予想されるため、計画的かつ効率的に対応していく必要があります。
取組概要	①学校施設整備計画実施計画の策定：H27年度末に、教育力向上プラン推進プロジェクトにおいて、静岡型小中一貫教育推進方針を決定することから、当方針を軸に、H28年度末までに、学校施設整備計画実施計画の策定を行います。 ②施設の改修・統廃合：他施設との複合化に関しては他事業の動向の把握に努めながら随時検討していきます。
効果	建物の長寿命化により、改築する場合よりも解体費や工事期間が縮減でき、トータルコストが削減できます。また、廃棄物の発生量も減少するため、環境負荷の軽減に役立ちます。

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①学校施設整備計画実施計画の策定 ②統廃合を含む改築、長寿命化、大規模修繕等	△ 検討・協議等	◎ 計画策定	
実績		①学校施設整備計画〔実施計画〕の策定 ②統廃合を含む改築、長寿命化、大規模修繕等	△ 検討・協議等			

凡例

△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針、静岡型小中一貫教育推進方針、及び静岡市アセットマネジメント基本方針に基づき、各学校ごとの改築、改修計画を決定する学校施設整備計画〔実施計画〕を策定するための準備を進めました。
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	①削減延べ床面積	計画	—	—	H28に設定	H28に設定
	実績	—				

局名	教育局	所管課	教育施設課
----	-----	-----	-------

第3次行財政改革前期実施計画個票  
【子ども未来局】



第3次行財政改革前期実施計画個票

No	1
----	---

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	1 市民参加・協働の推進
施策	2 協働事業の推進

取組項目	4-3 NPO・地域・大学等との協働事業の推進（里親支援事業の推進）
------	------------------------------------

現状等	<p>児童相談所では、子どもが抱える問題や環境を的確に捉え、社会的養護（生まれた家庭で適切な養育を受けることができない子どもに対して、公的な責任のもとで保護や養育を行うこと）が必要と判断した場合、対象となる子どもの適切な措置を決定しています。</p> <p>社会的養護の中でも、特に里親による養育に関しては、市民の理解が必要不可欠となっています。</p>
-----	---

取組概要	<p>①出前講座等メニューの具体化・新たな啓発先の開拓：NPO法人への指導及び助言を行いながら、里親支援事業（里子と里親の縁結び、アフターフォロー、資質向上研修等）を円滑に推進すると共に、特に里親制度の普及啓発活動に関しては、今後のあり方を検討し、新たな啓発方法や啓発先を開拓するなど、更なる充実に努めます。</p>
------	--

効果	<p>民間活力の活用によって家庭的な安心感が加わり、行政主導による固いイメージの緩和や、より市民目線に立った事業展開、きめ細やかなサービスの提供が可能となり、里親制度の社会的な認知度の向上、新規里親の開拓、里親の資質向上等が期待されます。</p>
----	---

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①出前講座等メニューの具体化・新たな啓発先の開拓	△ 普及啓発活動のあり方検討	○ 効率的な普及啓発活動の取組	◎ 実施（出前講座等メニューの具体化・新たな啓発先の開拓）	⇒ 継続
実績	①出前講座等メニューの具体化・新たな啓発先の開拓	△ 普及啓発活動のあり方検討				

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	<p>新たな出前講座メニューの検討を行い、平成28年度より新たな講座メニュー『親で暮らせない子どもたちに家庭生活の体験を！～里親制度について～』を加えることとしました。新規里親認定数実績は計画を下回る結果でしたが、平成27年度の申請に係る相談件数は27件あり、市民への一応の啓発効果は出ていると考えられますが、今後も効果的な周知・啓発を実施することで、新規里親認定数の増加を図ります。</p>
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	新規里親認定数（H26 6世帯）	計画		6世帯以上	6世帯以上	6世帯以上
実績			5世帯			

局名	子ども未来局	所管課	児童相談所
----	--------	-----	-------

第3次行財政改革前期実施計画個票

No	2
----	---

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	1 健全な財政運営の推進
施策	2 事務事業の見直し・統廃合

取組項目	3-16 事務事業の見直しによるコスト削減等（指導系の非常勤嘱託職員の業務見直しによる人員削減）					
現状等	指導系の非常勤職員6名(青少年指導員5名、事務1名)の健全育成の啓発事業や補導業務の勤務体制の効率化が求められ、見直しが必要となっています。					
取組概要	指導系の業務の効率化、簡素化を行い、非常勤嘱託 事務職1名を削減します。					
効果額の積算方法	非常勤職員1名 3,000千円/年					
効果	人件費の削減					

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①業務内容の検討、給与及び社会保険料等の調査、関係機関との話し合い、現職員への周知、勤務時間見直し	△ 検討	◎ 実施	⇒ 継続
実績		①業務内容の検討、給与及び社会保険料等の調査、関係機関との話し合い、現職員への周知、勤務時間見直し	△ 検討			

凡 例 △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	業務内容の検討、給与及び社会保険料等の調査、関係機関との話し合い、現職員への周知、勤務時間見直し等の検討を行い、係内での業務配分等の調整をした結果、実施の見通しが立ちました。					
H28						
H29						
H30						

効果額	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	削減額（単位：千円）		計画	—	3,000	3,000
		実績	—			
削減人員	非常勤職員	計画	—	1人	—	—
		実績	—			

局名	子ども未来局	所管課	青少年育成課
----	--------	-----	--------

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	1 健全な財政運営の推進
施策	2 事務事業の見直し・統廃合

取組項目	3-28 事務事業の見直しによるコスト削減等（産後ケア事業の効率的な制度運用）
------	---

現状等	<p>出産後の回復や育児等に不安をもつ母親に対して、出産後の一定期間、新生児と一緒に助産院に入所し（7日限度）、母体の管理、生活面、沐浴の育児指導及び保健指導のサービスを提供していますが、事業手法を見直すことで、より利用しやすい制度とすることが必要となっています。</p> <p>[委託・利用状況]市内の3助産院に上記事業を委託（利用人数及び日数に基づく実績払）。利用者は、助産院に対して、市が負担する1万円を差引いた利用料を支払います。                  (H22：9人・42日、H23：11人・81日、H24：9人・49日、H25：12人・72日)</p>
-----	--

取組概要	<p>①妊娠期から子育て期にわたるまでの切れめのない支援を行う「妊娠・出産包括支援事業」の1施策として事業を見直します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊型（ショートステイ）のほかに、デイケア型、訪問指導型の支援を検討、実施</li> <li>・利用料、本人負担額等の見直し</li> <li>・多人数が利用できるような事業内容の検討（利用可能施設の確認）</li> <li>・財源として国庫補助制度活用を検討</li> </ul>
------	--

効果	<p>提供するサービス、利用できる施設、施設利用料、本人負担額等を見直すことにより、より利用しやすい制度になり、少子化対策としての産後ケア事業の強化、及び子どもの貧困対策が図られます。</p>
----	--

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①産後ケア事業のあり方検討・妊娠・出産包括支援事業の見直し ①関係機関との協議	○ 一部実施  ○ 一部実施	◎ 実施(ショートステイ型、デイケア型、訪問指導型) ⇒ 継続	⇒ 継続  ⇒ 継続
実績		①産後ケア事業のあり方検討・妊娠・出産包括支援事業の見直し ①関係機関との協議	○ 一部実施  ○ 一部実施			

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊型に加え、日帰り型と訪問型をモデル実施をしましたが、モデル実施の利用実績はありませんでした。</li> <li>・静岡市助産師会、静岡助産師会と協議しました。（モデル実施の説明、本格実施に向けての協力依頼、今後の実施内容、金額等の見直しに向けての協議）</li> </ul>
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	事業利用者の満足度		計画	80%	80%	80%
		実績	(利用実績なし)			

局名	子ども未来局	所管課	子ども家庭課
----	--------	-----	--------

第3次行財政改革前期実施計画個票

No	4
----	---

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	1 健全な財政運営の推進
施策	4 自主財源の確保

取組項目	1-4 市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進（保育料）																		
現状等	<p>・保育料の滞納に対し、徴収嘱託員2人を配置し滞納整理事務の実施と福祉総務課福祉債権管理係との連携による強制徴収事務の実施により徴収率の向上に努めています。負担の公平性の実現と安定収入を図るため、一層の収納率の向上を目指す必要があります。</p> <table border="1"> <tr> <td>【過去実績】</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>【目標】</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>現年（%）</td> <td>98.71</td> <td>98.89</td> <td>98.83</td> <td>現年</td> <td>98.90</td> </tr> <tr> <td>過年（%）</td> <td>15.78</td> <td>17.86</td> <td>17.77</td> <td>過年</td> <td>17.90</td> </tr> </table>	【過去実績】	H23	H24	H25	【目標】	H26	現年（%）	98.71	98.89	98.83	現年	98.90	過年（%）	15.78	17.86	17.77	過年	17.90
【過去実績】	H23	H24	H25	【目標】	H26														
現年（%）	98.71	98.89	98.83	現年	98.90														
過年（%）	15.78	17.86	17.77	過年	17.90														

取組概要	①収納率向上への取組：収納事務体制の維持強化とともに、新たな滞納者を生じさせないための対策や集中した滞納催告等の実施により収納率の向上を図っていきます。
------	--

効果額の積算方法	<p>H26年度収納率（当初予算時：現年分 98.48%滞納繰越分12.00%←第2次行革大綱計画値を使用）</p> <p>○各年度の収納率（目標）・調定見込額（現年・滞納繰越分）</p> <p>H27年度（現年分）98.90% 2,673,223,000円、（滞納繰越分）17.90% 138,525,296円</p> <p>H28年度（現年分）98.91% 2,663,829,100円、（滞納繰越分）17.91% 133,452,722円</p> <p>H29年度（現年分）98.92% 2,657,223,400円、（滞納繰越分）17.92% 128,905,078円</p> <p>H30年度（現年分）98.93% 2,651,891,200円、（滞納繰越分）17.93% 124,821,302円</p> <p>○効果額算出方法</p> <p>（計画）各年度の調定見込額×（各年度の収納率：目標-H26年度収納率：当初予算時）=効果額</p> <p>（実績）各年度の調定額×（各年度の収納率-H26年度収納率：当初予算時）=効果額</p>
----------	---

効果	収納率を向上させることで、負担の公平性の実現と安定財源を確保することができます。
----	--

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①収納率向上への取組（口座振替未実施者への加入依頼、ボーナス時期（6月・12月）での集中催告の実施）	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続
実績		収納率向上への取組 ①口座振替未実施者への加入依頼 ②6月・12月での集中催告の実施	◎ 実施			

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	現年分（平成27年度）について、幼保支援課及び各区保育児童課職員による夜間電話催告を実施しました（2月、3月）。過年分（平成26年度以前）については、幼保支援課職員による臨戸訪問を実施しました。併せて、電話折衝時に口座振替未実施者へ口座振替を勧奨し、加入手を促進しました。
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	収納率(保育料) (H26当初予算時) (現年：98.48%) (滞納：12.00%)	計画		合計 94.91% 現年分 98.90% 滞納繰越分 17.90%	合計 95.05% 現年分 98.91% 滞納繰越分 17.91%	合計 95.17% 現年分 98.92% 滞納繰越分 17.92%
実績			合計 94.57% 現年分 98.91% 滞納繰越分 15.94%			
効果額	収入増額（単位：千円）	計画	現年分 11,227 滞納繰越分 8,172	現年分 11,454 滞納繰越分 7,887	現年分 11,691 滞納繰越分 7,631	現年分 11,933 滞納繰越分 7,401
		実績	現年分 10,741 滞納繰越分 5,672			

局名	子ども未来局	所管課	幼保支援課
----	--------	-----	-------

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	2 効果的なアセットマネジメントの推進
施策	2 事務事業の見直し・統廃合

取組項目	8 認定こども園の適正配置と民営化
------	-------------------

現状等	前実施計画に「公立保育園の民営化」を掲げ、これまで「清水有度東」「清水飯田東」を民営化してきました。H26年2月には、子ども・子育て支援新制度への移行を見据え「静岡市立幼稚園・保育所移行方針」を策定しました。同方針には、H27年度から、原則すべての市立幼稚園及び市立保育所を認定こども園に移行させ、移行後は市立園の適正配置・民営化等を進めていくことなどを盛り込んでいます。今後、同方針に基づく適正配置と民営化を検討する必要があります。
-----	---

取組概要	①適正配置方針の策定：市立園の民営化や統廃合により、官民併せた全体としての適正配置を進めます。対象とする具体的な園は、「静岡市子ども・子育て支援事業計画」（H26年度末策定。計画期間H27～H31年度）の見直しの際、同計画に盛り込みます。 ②施設の民営化・統廃合の検討：待機児童の解消を最優先事項としつつ、市内14区域における保育の需給状況や近隣の配置状況、建物の老朽化具合や耐震性、私立園との調整などの視点に基づき、市立園の民営化や統廃合を検討します。
------	--

効果	施設維持管理経費や人件費の削減につながるほか、民営化を契機にそれまでの市立こども園よりも多様なサービスが提供されることが期待できます。
----	---

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①適正配置方針の決定 ②認定こども園の民営化等	△ 方針決定	△ 周知、事業者募集・決定	△ 統廃合準備等	⇒ 継続 (後期計画で実施予定)
実績	①適正配置方針の決定 ②認定こども園の民営化等	△ 方針検討				

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	適正配置方針を検討したものの、全庁的なアセットマネジメントに係る取組との整合を図るため、方針決定時期を1年先送りし、平成28年度としました（平成28年9月方針決定予定）。
H28	
H29	
H30	

局名	子ども未来局	所管課	子ども未来課
----	--------	-----	--------



第3次行財政改革前期実施計画個票  
【保健福祉長寿局】



第3次行財政改革前期実施計画個票

No	1
----	---

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	1 市民参加・協働の推進
施策	2 協働事業の推進

取組項目	4-2 NPO・地域・大学等との協働事業の推進（高齢者見守りネットワークの推進）
現状等	本市は、ひとり暮らし高齢者等の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活を続けていけるように、平成26年度末までに金融機関、新聞及び牛乳販売組合、ライフラインの検針員（電気・ガス・水道）など6業種12団体と高齢者見守り協定を締結しています。今後もひとり暮らし高齢者等の増加など、地域の高齢者等の皆さんを見守るしくみづくりが必要となるため、同事業を進めていきます。
取組概要	①高齢者見守りネットワークの推進：高齢者見守りネットワークの更なる推進を図るため新たな協力企業等を募り、協定を締結していきます。また、協力企業等以外の地域住民団体等による日常的な支え合い活動の体制づくりを支援・育成するため、予算の範囲内において補助金を交付し、当該団体の活動を支援するしくみづくりを検討します。
効果	新たな協力企業等と協定を締結し、活動従事者を増やすことで、見守り機会の増加（＝「網の目」が細くなる。）となり、異変の発見・対応がより早くなり、ひとり暮らし高齢者等の皆さんが住み慣れた地域で長く生活を続けていく上での大きな安心につながります。

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①協定締結企業追加 ②現在活動中の組織に対する支援 ③新たな組織の拡充策の検討	◎ 実施 ◎ 実施 △ 検討	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続
実績	①協定締結企業追加 ②現在活動中の組織に対する支援 ③新たな組織の拡充策の検討	◎ 実施 ◎ 実施 △ 検討				

凡 例 △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	平成27年5月(株)静岡銀行及び(株)清水銀行、同10月(株)静岡茶園、同11月静岡県労働金庫、平成28年3月静岡県信用金庫協会と見守り協定を締結し、市ホームページで情報発信をしました。日常的な支え合い活動の支援や拡充については、生活支援体制整備事業市域協議体を設置し意見交換をしました。
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	①見守り事業の追加協定数 (H26まで 6協定)	計画		2協定	2協定	2協定
	実績		5協定			

局 名	保健福祉長寿局	所管課	地域包括ケア推進本部
-----	---------	-----	------------

第3次行財政改革前期実施計画個票

No	2
----	---

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	1 市民参加・協働の推進
施策	2 協働事業の推進

取組項目	4-6 NPO・地域・大学等との協働事業の推進（エイズキャンパスキャンペーンの効率化）
------	---

現状等	世界エイズデーの12月1日に先立って、毎年11月に市内の大学、専門学校等に出向き、校門等で啓発活動（のぼりを立て、たすきをかけて啓発資料を配る）を行っています。しかし、早朝に実施しているため、「学校によっては学生数が少ない」、「職員が時間外勤務で対応している」等の問題があり、改善が必要となっています。
-----	---

取組概要	①キャンペーン実施時間帯の変更：より効果的な学生へのアプローチと職員の時間外勤務削減に繋げるよう、大学等へ出向く時間帯や場所を変更し、これらの課題解消を図ります。
------	---

効果	職員の時間外勤務を軽減(17時間程度)につながるほか、学生が多い時間帯に実施することで効率的な啓発活動ができ、エイズ予防行動を理解し行動できる者を増やすことが期待できます。
----	--

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①キャンペーン実施時間帯の変更	△ 意向調査 (5校)	○ 実施 (6校)	⇒ 継続
実績		①キャンペーン実施時間帯の変更	◎ 実施 (6校)			

凡例	
----	--

取組実績（具体的な取組内容）

H27	キャンペーン対象各校と打合せを行い、早朝の実施から授業の休憩時間や昼食時間など学生が多く集まる時間帯に変更し実施しました。
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	①時間帯変更学校数 (H26 0校)		計画	—	6校	6校
		実績	6校			

局名	保健福祉長寿局	所管課	保健予防課
----	---------	-----	-------

第3次行財政改革前期実施計画個票

No	3
----	---

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	1 市民参加・協働の推進
施策	2 協働事業の推進

取組項目	4-9 NPO・地域・大学等との協働事業の推進（静岡市版介護予防体操「しぞ〜かでん伝体操」の普及啓発）					
現状等	現在、介護予防・日常生活支援総合事業の一貫として、「しぞ〜かでん伝体操」を取り入れた運動器機能向上事業をほとんどの日常生活圏域で委託実施していますが、今後、「しぞ〜かでん伝体操」の普及啓発には、継続的に体操に取り組める身近な場として住民主体等の通いの場（自主グループ等の活動拠点）の確保が必要となっています。					
取組概要	①でん伝体操の普及啓発：静岡市版介護予防体操「しぞ〜かでん伝体操」の自主グループ等の活動拠点の確保を図っていきます。					
効果	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るための、身体機能の維持向上が図られるとともに、人が集まることにより地域コミュニティの活性化に繋がります。					

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①自主グループ等の活動拠点の確保	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続
実績		①自主グループ等の活動拠点の確保	◎ 実施			

凡 例      △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	住民・自治会・介護保険事業所と協働で活動拠点を19箇所設置しました。
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	新規グループ立上げ数 （グループ数＝拠点数）	計画		1団体	3団体	3団体
実績			19団体			

局名	保健福祉長寿局	所管部課	地域包括ケア推進本部、地域包括ケア推進センター 葵区・駿河区・清水区健康支援課
----	---------	------	--

第3次行財政改革前期実施計画個票

No 4

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	2 官民連携の推進と民間活力の活用
施策	1 官民パートナーシップの推進

取組項目	2-3 民間等と連携した市民サービスの向上（救急歯科センター移転による利便性の向上）					
現状等	静岡歯科医師会が運営する「救急歯科センター」（駿河区曲金）は、施設の狭隘化や駐車場不足により繁忙期には周辺駐車場への無断駐車が発生し、近隣からの苦情が多い等の課題があるため、これらの解消と共に、本市と歯科医師会が連携して歯科口腔保健事業を推進するための拠点施設の整備が必要となっています。（H25年度総患者数1,695人）					
取組概要	①救急センター移転・歯科医師会との連携：葵区城東町の急病センター跡地の一部に当該センターを移転整備するとともに、保健衛生部が行う歯科口腔保健医療に関する普及啓発事業等と連携・協働した事業を推進するための施設とし、市民の利便性の向上を図ります。					
効果	施設を移転整備することで歯科ユニットの増設や駐車場の確保が可能となり、市民の利便性が向上するとともに、市の歯科口腔保健事業との協働により、障害者歯科診療などの事業推進が可能になります。					

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		◎救急歯科センター移転 ◎歯科医師会との連携	◎ 移転（開設） ◎ 実施	⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続
実績		◎救急歯科センター移転 ◎歯科医師会との連携	◎ 移転（開設） ◎ 実施			

凡 例 △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	移転整備（平成26年度事業）が予定通り完了し、平成27年4月1日に移転・開設しました。また、静岡歯科医師会との連携事業として、「障がい者歯科診療等の地域移行支援事業」、「乳幼児むし歯予防教室」等を実施し、歯科口腔保健の推進を図りました。なお、「指標」欄のH27年度実績が計画値に達していない理由として、救急歯科センター移転先の認知が進んでいないことが考えられます。					
H28						
H29						
H30						
指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	利用者数 (H25 1,695人)	計画	1,700人	1,700人	1,700人	1,700人
実績		1,480人				
局名	保健福祉長寿局		所管課	保健医療課		

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	2 官民連携の推進と民間活力の活用
施策	1 官民パートナーシップの推進

取組項目	2-4 民間等と連携した市民サービスの向上（地域リハビリテーション推進センターの展示フロア充実）					
現状等	障害者や高齢者の地域生活における相談支援用として、所内の展示フロアに車椅子や歩行器などの福祉用具を設置しており、福祉用具の一部は有償リース契約しています。（有償リース件数10点）また、施設利用者のアンケート調査は現在行っていません。					
取組概要	①現在の展示品については、暫時リースを無償リースに切り替えていくことで経費削減を図ります。 ②民間との連携により新たな経費負担をすることなく、最新型の福祉用具を、展示品に加えていきます。 ③アンケート調査により、市民目線による見やすくなりやすい展示に努め、市民サービスの向上を図ります。					
効果額の積算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間との連携により有償リース件数（10点）をH27年度から3年間で半減。</li> <li>・賃借料（H26年度 188千円：H27 ▲4千円、H28 ▲62千円、H29 ▲62千円、H30 ▲60千円）</li> </ul> ※新たに加えていく最新製品については、リース料を予算計上せず、民間業者との連携により、無償で借りられるようにする。このことにより、無償となった新製品のリース料も効果額に加えます。					
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有償リースを無償リースに切り替えたことによる賃借料の削減</li> <li>・民間との連携により、最新型又はニーズにあった福祉用具を取り入れることにより、市民サービスが向上します。</li> <li>・わかりやすい展示により、市民が必要な情報が得られます。また、アンケート調査により市民意識の確認ができます。</li> </ul>					

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①無償リースへの切替 ②無償リース品の増加 ③アンケート調査の実施 ③福祉用具の展示方法の変更	△○ 一部実施 ◎ 実施 ◎ 実施 △○ 一部実施	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続
実績		①無償リースへの切替 ②無償リース品の増加 ③アンケート調査の実施 ③福祉用具の展示方法の変更	△○ 一部実施 ◎ 実施 ◎ 実施 ◎ 実施			

凡例 △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との検討により有償リース3品を無償リースに切り替え、賃借料を削減しました。</li> <li>・アンケート結果を反映し、展示品を目的に毎に配置したことにより見易さを向上させました。</li> </ul>					
H28						
H29						
H30						

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	有償リース品数 (H26 10点)	計画		9点	7点	5点
実績			7点			
「必要な情報を得られたかどうか」の市民満足度	計画		50%	60%	70%	80%
	実績		96%			
効果額 削減額（単位：千円）	計画		4	66	128	188
	実績		60			

局名	保健福祉長寿局	所管課	地域リハビリテーション推進センター
----	---------	-----	-------------------

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	2 官民連携の推進と民間活力の活用
施策	1 官民パートナーシップの推進

取組項目	2-5 民間等と連携した市民サービスの向上（食品表示モニターへの企業参加の促進）
------	--

現状等	食品表示をチェックするため、消費者である市民の中から、食品表示モニターを委嘱（年間30人）し、食品表示を継続的に調査しており、モニターは、日常の買い物において、毎月30食品以上を調査し月1回の報告をしています。また、活動のとりまとめとなる最後の報告会では、H25年度に初めて民間事業者にも参加していただき、消費者、行政、民間のそれぞれの立場から食品表示に関する意見交換を行っており、今後、報告会への参加企業数を増加させることで、相互理解を深める必要があります。（H25年度 参加企業数 1社）
-----	--

取組概要	①企業参加の促進：市民との意見交換の場である説明会及び報告会への民間の参加企業数を増やし、民間事業者との連携を強化します。
------	---

効果	食品表示に関する参加者の相互理解を深めることで、モニター制度の質の向上を図ることができます。
----	--

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①民間の参加企業数の増加	○ 一部実施	⇒ 継続	◎ 実施	⇒ 継続
実績	①民間の参加企業数の増加	◎ 実施				

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	食品表示モニター説明会に2社、報告会に3社（うち1社は説明会と同じ事業者）に参加していただき、消費者、行政、民間のそれぞれの立場からの意見交換をし、相互理解を深めました。
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	報告会参加企業数 (H25 1社)	計画		2社	2社	3社
	実績		4社			

局名	保健福祉長寿局	所管課	食品衛生課
----	---------	-----	-------

第3次行財政改革前期実施計画個票

No	7
----	---

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	2 官民連携の推進と民間活力の活用
施策	1 官民パートナーシップの推進

取組項目	3-2 官民連携による災害支援体制の確立（災害時における要援護者への避難支援体制の確立）
現状等	要援護の対象者に対して名簿登録の同意確認は、65歳以上の高齢者のみの世帯又はひとり暮らしの高齢者は、民生委員による高齢者実態調査で行っており、その他要介護認定を受けている方、身体障害者手帳の交付を受けている方などは、郵送による同意確認書の送付を行っていますが、今後もより一層、官民連携により災害支援体制を確立し、市民の安全を守るため、迅速かつ的確な対応が求められています。
取組概要	①制度のPR等の実施・同意確認方法の見直し：民生委員と協力し、要援護対象者に対し、要介護認定通知時や障害者手帳交付時など、あらゆる機会を捉えて、制度説明や同意確認をするなど、制度のPR等の手法を検討します。また、同意確認方法のうち、郵送による確認はとりやめます。そして、民生委員に配付した過去の名簿について郵送による返却方法を見直すなど経費削減を図ります。
効果額の積算方法	同意確認のための郵送料 920千円（@92円×10,000通） 要援護者からの返信 485千円（@97円×5,000通） 名簿返却のための郵送料等 496千円（@250円×1,200通、その他委託料等）
効果	制度についてのPRを強化し、要援護の対象となる方が窓口を訪れた際等に制度説明・同意確認を徹底していくことで、郵送による同意確認の廃止が可能となり、事務の効率化および経費削減が図られます。

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①制度のPR等の実施・同意確認方法の見直し	△ 方法検討	◎ 実施（制度周知・郵送廃止等）	⇒ 継続
実績		①制度のPR等の実施・同意確認方法の見直し	△ 方法検討			

凡 例 △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	民生委員に配付した過去の名簿について郵送による返却方法を見直し、会議へ持参する方法へ変更し経費削減することを検討しました。
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	郵送件数 (H26 10,000件)	計画		10,000件	0件	0件
実績			10,000件			
効果額 削減額（単位：千円）	計画		—	1,901	1,901	1,901
	実績		—			
局名	保健福祉長寿局	所管課	福祉総務課			

基本方針	1 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	2 官民連携の推進と民間活力の活用
施 策	2 民間活力の活用

取組項目	6 要介護認定に係る調査の民間委託化					
現状等	<p>認定調査は、新規及び変更申請と更新申請の一部を「市職員」が実施し、更新申請を「省令で定めた事業者」に委託しています。しかし、市の非常勤調査員は5年の雇用期限のため、入れ替えに伴う実績件数が減少しています。また、事業者委託は、事業所数や調査可能な件数が安定せず、記載ミスも多く、市はその点検には日数を要している状況です。今後も申請件数の増加は予想されるため、件数の確保と質を確保するためには、「事務受託法人」へ一括して委託する方法を検討する必要があります。</p> <p>[他の政令市] 12市/20市（H26.11現在）が既に民間の事務受託法人へ委託しています。</p>					
取組概要	①認定調査の委託化：要介護認定に係る認定調査は、市町村事務の一部を実施する法人として県が指定する市町村事務受託法人制度を導入し、民間委託化します。					
効果額の積算方法	H26年度：委託前 人件費（非常勤3,000千円×21人）63,000千円 H30年度：委託後 委託費（調査1件当たり7,000円×21人×年間396件）58,212千円 削減効果額＝63,000千円－58,212千円＝4,788千円（1人当たりの削減228千円）					
効果	認定調査業務を集約化することで、事務の効率化と経費削減と認定結果までの日数短縮が図られ、専従の調査員により調査の質の担保が継続できます。					
工 程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①民間委託化の実施		○委託化	○委託化(拡充)	○委託化(拡充)
	実績	①民間委託化の実施	△調査検討			
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止					

取組実績（具体的な取組内容）

H27	対象要件に見合う法人が1法人であり、当該法人と交渉を行いました。1件あたり単価7,000円の計画に対し法人側は9,000円の見積であり、交渉が難航しています。このため、経費(非常勤人件費)の精査を行いました。(人件費・平成26年度実績(延42人)122,642,956円 定員36名のため1人あたり約3,408,000円)
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	①指定法人数	計画	—	1団体	—	—
実績		—				
効果額	削減額（単位：千円）	計画	—	2,052	3,420	4,788
		実績	—			
削 減 人 員	非常勤	計画	—	9人	6人	6人
		実績	—			

局 名	保健福祉長寿局	所管課	介護保険課
-----	---------	-----	-------

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	2 官民連携の推進と民間活力の活用
施策	3 外郭団体との連携と経営の効率化

取組項目	8 静岡市しみず社会福祉事業団の経営基盤の強化
------	-------------------------

現状等	(社福)静岡市しみず社会福祉事業団は、指定管理者制度により障害福祉施設を6施設運営していますが、うち4施設は福祉サービスの提供による給付費収入により運営費が賅われています。現在、登録利用者数が定員を下回っていることから、登録利用者数を増加させることにより、給付費収入を増加させ、健全で自主的・自立的な経営基盤を強化する必要があります。(登録利用者数 H26年度 144人)																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>運営形態</th> <th>事業所名</th> <th>定員</th> <th>登録利用者数</th> <th>事業種別</th> <th>主な利用者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">障害福祉サービス</td> <td rowspan="4">利用料金制</td> <td>清水うしおワーク</td> <td>50</td> <td>53</td> <td>生活介護事業 就労継続支援B型事業</td> <td>知的障がい者(軽中度)</td> </tr> <tr> <td>清水ひびきワーク</td> <td>20</td> <td>18</td> <td>生活介護事業</td> <td>身体・知的障がい者(中重度)</td> </tr> <tr> <td>清水うなばら学園</td> <td>60</td> <td>59</td> <td>生活介護事業</td> <td>知的障がい者(重度)</td> </tr> <tr> <td>清水なぎさホーム</td> <td>20</td> <td>14</td> <td>生活介護事業</td> <td>重度心身障がい者(最重度)</td> </tr> </tbody> </table>			事業区分	運営形態	事業所名	定員	登録利用者数	事業種別	主な利用者	障害福祉サービス	利用料金制	清水うしおワーク	50	53	生活介護事業 就労継続支援B型事業	知的障がい者(軽中度)	清水ひびきワーク	20	18	生活介護事業	身体・知的障がい者(中重度)	清水うなばら学園	60	59	生活介護事業	知的障がい者(重度)	清水なぎさホーム	20	14	生活介護事業	重度心身障がい者(最重度)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>運営形態</th> <th>事業所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市独自事業</td> <td>指定管理料制</td> <td>清水みなとふれあいセンター 清水うみのこセンター</td> </tr> </tbody> </table>			事業区分	運営形態	事業所名	市独自事業	指定管理料制
事業区分	運営形態	事業所名	定員	登録利用者数	事業種別	主な利用者																																		
障害福祉サービス	利用料金制	清水うしおワーク	50	53	生活介護事業 就労継続支援B型事業	知的障がい者(軽中度)																																		
		清水ひびきワーク	20	18	生活介護事業	身体・知的障がい者(中重度)																																		
		清水うなばら学園	60	59	生活介護事業	知的障がい者(重度)																																		
		清水なぎさホーム	20	14	生活介護事業	重度心身障がい者(最重度)																																		
事業区分	運営形態	事業所名																																						
市独自事業	指定管理料制	清水みなとふれあいセンター 清水うみのこセンター																																						

取組概要	<p>①登録利用者数の増加策の実施：                  1. 事業所間の利用者の配置替え                  現在、「ひびきワーク」及び「なぎさホーム」の利用者数が少ない状況です。そこで、「うしおワーク」や「うなばら学園」の利用者のうち、障がいの状況や年齢等による機能低下のある利用者を「ひびきワーク」や「なぎさホーム」に配置替えすることで、利用者数を増加させるとともに、障がい程度に適したサービス提供を行うことが可能となります。                  2. 特別支援学校からの新規受入れ                  配置替えにより定員枠に空きが生じた「うしおワーク」「うなばら学園」は、特別支援学校卒業生を中心に利用ニーズが高いことから、①進路担当者会議での情報提供、②実習の積極的な受入れ、③相談支援事業所との連携を通じて、積極的に特別支援学校卒業生を受け入れることにより、利用者を増加させていきます。                  3. 土曜日開所、ライフサポート事業による新規利用者の掘り出し                  現在、事業団の4事業所は土曜日開所を実施していますが、今後も土曜日開所を継続するとともに、新たにライフサポート事業(通所施設による重症心身障害児者ショートステイ事業)を実施することで、これらの支援を必要とする新たな利用者層の獲得が期待できます。なお、これらの取組は利用者満足度の向上にもつながり、既存利用者にとっても有益な取組であるとと考えています。</p>					
------	---	--	--	--	--	--

効果	利用者数の増加により、給付費収入の増加が見込まれ、より質の高いサービス提供が可能となります。					
----	--	--	--	--	--	--

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①登録利用者数増加策の実施	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続
	実績	①登録利用者数増加策の実施 登録利用者数 (H27 147人)	◎ 実施			

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止					
----	--------------------------------	--	--	--	--	--

取組実績(具体的な取組内容)						
----------------	--	--	--	--	--	--

H27	①登録利用者数増加策の実施に対し、「事業所間の利用者の配置替え」、「特別支援学校からの卒業生の新規受入れ」、「隔週(第一・第三)での土曜日開所、ライフサポート事業(通所施設による重症心身障害児者ショートステイ事業)による新規利用者の掘り出し」により登録利用者数を増加させました。					
H28						
H29						
H30						

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	①登録利用者数 (H26 144人)	計画	147人	149人	151人	151人
実績		147人				

局名	保健福祉長寿局	所管課	障害者福祉課
----	---------	-----	--------

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	2 官民連携の推進と民間活力の活用
施 策	3 外郭団体との連携と経営の効率化

取組項目	9 静岡市しみず社会福祉事業団の民営化の検討					
現状等	<p>当事業団は、S57年4月に旧清水市が障害者福祉施設の受託団体として設置し、障害者の通所施設を運営してきました。また、H18年度に指定管理者制度を導入し、H24年には障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所へ移行しました。</p> <p>障害福祉サービスの提供については、H15年度に支援費制度が施行され、給付費収入及び利用者負担収入による運営が可能となり、現在、事業所の多くは民間により自主運営がされていることから、当事業団も民営化へ向けた検討が必要となっています。</p>					
取組概要	①(社福)しみず社会福祉事業団の民営化の検討：民営化(事業の民営化、外郭団体の自立化)について検討し、H30年度に方針を決定します。なお、建物が築30年と老朽化しているため、事業団の財政状況を踏まえながら、建物建替費用についても併せて検討していきます。					
効 果	事業の民営化が推進されるほか、外郭団体の自立化が図られます。					

工 程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①民営化検討	△ 検討	⇒ 継続	⇒ 継続	◎ 方針決定
実績	①民営化検討	△ 検討				

凡 例

△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績(具体的な取組内容)

H27	しみず社会福祉事業団との民営化(事業の民営化、外郭団体の自立化)に関する交渉を2回実施しました。(交渉内容はH30年度方針決定のため、それまでの経営基盤の見直しと、築30年経過し老朽化している建物の建替費用について)
H28	
H29	
H30	

局 名	保健福祉長寿局	所管課	障害者福祉課
-----	---------	-----	--------

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	3 開かれた市政の推進
施策	2 市政情報の共有化・透明性の確保

取組項目	2 営業施設台帳等のホームページ公開
------	--------------------

現状等	旅館業、公衆浴場業等の営業許可施設、理容・美容等の開設確認済施設について毎月複数の問い合わせがあり、現在は、公文書公開請求によって該当する施設情報を公開していますが、情報提供に切り替えることで、市民サービスの向上と事務量の軽減を図る必要があります。（H25年度 当該公文書情報公開請求件数：56件）
-----	---

取組概要	①台帳一覧の公開：旅館業、公衆浴場業、理容・美容所等の台帳一覧をホームページに掲載し、定期的に更新します。
------	---

効果	現在2週間の時間と交付手数料を要する情報入手が、必要に応じてインターネットで入手できるようになり、利用者満足度の向上が図られます。
----	---

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		公開内容調整 ①データ作成、HPへの掲載、定期的なデータ更新	△ 公開内容調整 ◎ 公開・更新	⇒ 継続	⇒ 継続
実績		公開内容調整 ①データ作成、HPへの掲載、定期的なデータ更新	△ 公開内容調整 ◎ 公開・更新			

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	公開内容の調整を行うとともに、公開するデータを作成し、HPへ掲載しました。その後、定期的にデータの更新を行いました。
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	①対象情報の開示率		計画	100%	100%	100%
		実績	100%			

局名	保健福祉長寿局	所管課	生活衛生課
----	---------	-----	-------

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	1 健全な財政運営の推進
施策	2 事務事業の見直し・統廃合

取組項目	3-4 事務事業の見直しによるコスト削減等（こころの健康づくり事業・メンタルピアサポーター育成事業の統合）
------	---

現状等	「メンタルピアサポーター育成事業」は、静岡市第2次総合計画登載事業として取り組んできており、傾聴ボランティア団体の活動開始等といった一定の成果につながっています。しかし、国庫補助事業である「こころの健康づくり事業」の目的と共通する部分もあり、「メンタルピアサポーター育成事業」の一部を発展的に統合することが可能と見込まれるため、事業の見直しが必要となっています。
-----	---

取組概要	①メンタルピアサポーター育成事業の統合：「メンタルピアサポーター育成事業」のうち一定の成果を確認できた部分は、段階的に財政的・人的支援から人的支援（技術援助）のみへと市のかかわり方を見直します。さらなる成果が期待され、国庫補助事業である「こころの健康づくり事業」との統合可能な部分は統合していきます。
------	--

効果額の積算方法	H26年度：統合前 事業費計1,656千円 【財源内訳】市1,272千円・国庫補助384千円 H27年度：統合中 事業費計1,432千円 【財源内訳】市 991千円・国庫補助441千円 H28年度：統合後 事業費計1,327千円 【財源内訳】市 886千円・国庫補助441千円 ※平成28年度事業費は平成26年度と比較し19%減（市一般財源としては30%減）
----------	--

効果	統合化及び国庫補助事業の活用拡大により経費削減が図ることができます。
----	------------------------------------

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①「メンタルピアサポーター育成事業」の一部を「こころの健康づくり事業」へ統合、「メンタルピアサポーター育成事業」終了	○ 一部統合	◎ 統合 (メンタルピアサポーター事業終了)	⇒ 継続
実績		①「メンタルピアサポーター育成事業」の一部を「こころの健康づくり事業」へ統合	○ 一部統合			

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	「メンタルピアサポーター育成事業」の一部は、市民団体等の自主活動が安定的にみられたことから、人的援助（技術的助言）を中心とした事業内容へと見直しました。また、隣接事業である「こころの健康づくり事業」と合わせて国庫補助を活用することで、事業効果が維持できるよう取り組みました。
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	統合により廃止される事業数	計画		—	1事業	—
実績			—			
効果額	収入増額（単位：千円）	計画	57	57	57	57
		実績	57			
	削減額（単位：千円）	計画	224	329	329	329
		実績	224			

局名	保健福祉長寿局	所管課	こころの健康センター
----	---------	-----	------------

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	1 健全な財政運営の推進
施 策	2 事務事業の見直し・統廃合

取組項目	3-7 事務事業の見直しによるコスト削減等（自立支援医療費支給認定申請受付事務の効率化）
現状等	申請者が申請書（4部複写式）へ自分で必要事項を記入し、押印してから申請書を提出していますが、現在の平均受付時間15分となっているため、より効率的な業務とするよう見直しが必要となっています。（H26.4 新規申請97件、更新申請、517件）
取組概要	①申請書を電算出力にするためのシステム改修を行い、事務の効率化と申請書類費を削減します。
効果額の積算方法	申請書（4部複写式）印刷製本費の減額
効 果	申請時の申請者の負担を軽減し、受付時間を短縮することで住民サービスの向上を図ることができます。

工 程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①システムの改修、事務手順の見直し、システム稼働	△◎ 検討・実施	⇒ 継続	⇒ 継続
実績		①システムの改修、事務手順の見直し、システム稼働	△◎ 検討・実施			

凡 例      △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	申請書を電算出力にするためのシステム改修を行い、事務の効率化（受付短縮時間：31,330分）と印刷製本費（140千円）を削減しました。
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	受付時間の短縮時間		計画	30,000分	30,000分	30,000分
実績			31,330分			
効果額	削減額（単位：千円）	計画	140	140	140	140
		実績	140			

局 名	保健福祉長寿局	所管課	精神保健福祉課
-----	---------	-----	---------

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	1 健全な財政運営の推進
施策	2 事務事業の見直し・統廃合

取組項目	3-8 事務事業の見直しによるコスト削減等（「障がい者(児)福祉のしおり」音声版媒体の統一）
------	--

現状等	障がい者(児)福祉のしおりは、視覚障がいのある方にも情報提供できるよう、カセットテープ（以下テープ）及びデイジーCD（以下CD）の2種類の媒体で作成し、希望者が選択した媒体のものを配布していますが、テープよりもCDの方が単価が低いため、媒体をCDに統一することでコストの削減に努める必要があります。
-----	---

取組概要	①音声媒体として配付しているテープを廃止し、CDに統一することで、経費削減を図ります。 ・広報しずおか（音声版）にも同内容を掲載 ・視覚障がい者団体に会員への周知を依頼 ・テープの廃止年度に、配布を希望される方には、直接連絡しCDへの移行を依頼
------	---

効果額の積算方法	平成26年度カセットテープ作成本数65本を毎年削減して、その分CDの作成枚数を増やす。								
	年度	テープ		CD		小計 (円)	消費 税率 (%)	合計 (円)	効果額 (H26対比)
		単価	数量	単価	数量				
	H26	1,450	65	850	45	132,500	8	143,100	
	H27	1,450	60	850	50	129,500	8	139,860	3,240
	H28	1,450	40	850	70	117,500	8	126,900	16,200
	H29	1,450	20	850	90	105,500	10	116,050	27,050
H30	1,450	0	850	110	93,500	10	102,850	40,250	

効果	事業費の経費削減につながります。
----	------------------

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①テープ媒体からCD媒体へ移行	○一部実施	⇒継続	⇒継続	◎実施 (テープ廃止)
実績	①テープ媒体からCD媒体へ移行	○一部実施				

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	①平成27年度版障がい者(児)福祉のしおりの音声版（テープ媒体）を送付する際に、CD媒体への移行案内文（音声・文書）を同封しました。
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	テープ媒体利用者数（人）	計画	60	40	20	0
実績		52				
効果額	削減額（単位：千円）	計画	3	16	27	40
		実績	5			

局名	保健福祉長寿局	所管課	障害者福祉課
----	---------	-----	--------

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	1 健全な財政運営の推進
施策	2 事務事業の見直し・統廃合

取組項目	3-27 事務事業の見直しによるコスト削減等（重度心身障害児手当の見直し）
------	---------------------------------------

現状等	<p>重度心身障害児手当を支給していますが、他都市の市単手当の調査、実態調査を実施することで、より適正な支給方法を検討する必要があります。</p> <p>■対象者：以下のいずれかに該当する重度心身障害児（20歳未満）を養育し、かつ、監護するものに支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神の障害の程度が日常生活において常時の介護を必要とする程度</li> <li>・身体障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から3級までに該当</li> </ul> <p>■手当額（1）重度心身障害児1人につき、月額3,000円                  （2）特別児童扶養手当の支給に関する法律第6条の規定の適用を受ける間は、重度心身障害児1人につき、月額5,000円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>支給額</th> <th>5,000円</th> <th>3,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>30,696千円</td> <td>102人</td> <td>666人</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>30,118千円</td> <td>90人</td> <td>677人</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>29,875千円</td> <td>90人</td> <td>655人</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>30,254千円</td> <td>102人</td> <td>672人</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>30,234千円</td> <td>102人</td> <td>665人</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>29,802千円</td> <td>99人</td> <td>645人</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>30,084千円</td> <td>103人</td> <td>664人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（予算額）</p>	年度	支給額	5,000円	3,000円	H21	30,696千円	102人	666人	H22	30,118千円	90人	677人	H23	29,875千円	90人	655人	H24	30,254千円	102人	672人	H25	30,234千円	102人	665人	H26	29,802千円	99人	645人	H27	30,084千円	103人	664人
年度	支給額	5,000円	3,000円																														
H21	30,696千円	102人	666人																														
H22	30,118千円	90人	677人																														
H23	29,875千円	90人	655人																														
H24	30,254千円	102人	672人																														
H25	30,234千円	102人	665人																														
H26	29,802千円	99人	645人																														
H27	30,084千円	103人	664人																														

取組概要	①他都市の市単手当について調査するとともに、実態調査を実施し、手当額や対象者等の見直しなどについて検討します。
------	---

効果	実態調査により利用状況の把握と事業実績の再評価を行うことにより、効果的かつ効率的な事業が遂行できま す。
----	---

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①手当の調査・検討、方針決定	△ 調査・検討	⇒ 継続	◎ 方針決定	⇒ 継続
実績	①手当の調査・検討、方針決定	△ 調査・検討				

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	平成27年7月に政令市を対象に千葉市が行った市単事業調査の結果を提供いただき、政令市の現状把握を行いました。 平成28年度に、県内市町の実態把握を調査する予定。
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	実態調査の実施回数	計画		1回	—	—
	実績		1回			

局名	保健福祉長寿局	所管課	障害者福祉課
----	---------	-----	--------

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	1 健全な財政運営の推進
施策	2 事務事業の見直し・統廃合

取組項目	3-32 事務事業の見直しによるコスト削減等（狂犬病予防注射の接種率向上）
------	---------------------------------------

現状等	<p>狂犬病予防法では、犬の所有者に対し、4～6月に飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられています。予防接種について市民は動物病院及び、市内各地（公園等）に出向く集合注射を選択でき、集合注射については、獣医師会と協働で、平日および土日にかけて延べ129箇所を実施していますが、集合注射の接種率は減少傾向にあります。一方、動物病院での接種に関する周知により、狂犬病予防注射接種率自体は微減に留まっていますが、更なる接種率の向上が必要となっています。</p> <p>H21年度 集合注射会場数151会場 接種率87.62% 集合注射会場での接種率16.5%                  H25年度 集合注射会場数129会場 接種率84.92% 集合注射会場での接種率11.9%</p>
-----	--

取組概要	<p>①予防接種率の向上：接種率を向上させるため、集合注射会場で予防注射を受けやすいよう、土日実施日の増加を検討します。また、動物病院の多い市街地については、平日の集合注射会場の統合を図り、コスト増加を抑え、市民サービス向上を図ります。</p> <p>H25年度：導入前                  集合注射延べ会場数 平日96会場（31日） 土日33会場（10日）                  H30年度：導入後                  集合注射延べ会場数 平日90会場（29日） 土日42会場（13日）</p>
------	--

効果	集合注射の土日実施日を増加することで、市民の利便性が高まり、全体の接種率の向上が見込まれます。
----	---

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①実施数・会場の調整、土日会場の増加	○一部実施 (実施数・調整)	◎実施 (土日会場増加)	⇒継続
実績		①実施数・会場の調整、土日会場の増加	○一部実施 (実施数・調整)			

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	狂犬病予防接種は、比較対象となるH25に対し、土日の実施会場を6会場増やし、39会場で実施しました。
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	予防接種率 (H25 接種率84.92%)		計画	85.000%	85.375%	85.750%
		実績	83.700%			

局名	保健福祉長寿局	所管課	動物指導センター
----	---------	-----	----------

第3次行財政改革前期実施計画個票

No 17

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	1 健全な財政運営の推進
施策	4 自主財源の確保

取組項目	1-2 市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進（国民健康保険料）
------	------------------------------------

現状等	国民健康保険料の収納率は時代背景にも左右されるほか、雇用状況の影響を受けるため安定した収納率の確保は厳しい状況にありますが、保険料の収納率向上は国民健康保険制度を安定的に確保する上で必要不可欠であるため、今後も収納率向上に取り組む必要があります。また、平成30年度には、国民健康保険の財政運営責任等を都道府県に移行し制度の安定化を図ることが予定されています。
-----	---

取組概要	①収納率向上と滞納整理：静岡市国民健康保険料収納行動計画に基づく滞納整理を実施するほか、具体的な取組に対し数値目標を定めることで収納率向上を図ります。 ②国民健康保険の収納体制を見直し、関係課との連携を強化し、収入未済額を圧縮します。
------	--

効果額の積算方法	平成30年度の目標収納率：平成27年12月末の実績と決算時点の収納率より推計。平成28年度以降は、組織見直しや今後計画している口座振替原則化やペイジー口座振替サービスの影響を加味 H26年度収納率（当初予算時）（現年分 89.65%、滞納繰越分 18.22%） ○各年度の収納率（目標）・調定見込額（現年・滞納繰越分） H27年度（現年分）90.67% 19,864,202,650円、（滞納繰越分）18.22% 5,402,684,345円 H28年度（現年分）91.64% 19,317,937,077円、（滞納繰越分）18.69% 5,173,774,458円 H29年度（現年分）91.73% 18,786,693,807円、（滞納繰越分）18.74% 4,914,355,643円 H30年度（現年分）91.82% 18,270,059,727円、（滞納繰越分）18.79% 4,632,556,944円 ○効果額算出方法 （計画）各年度の調定見込額×（各年度の収納率：目標-H26年度収納率：当初予算時）=効果額 （実績）各年度の調定額×（各年度の収納率-H26年度収納率：当初予算時）=効果額
----------	--

効果	取組を実施することで一定の収納率を確保することで、国民健康保険制度の安定化が図られます。
----	--

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①適切な滞納整理による収納率確保	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続
実績		①適切な滞納整理による収納率確保	◎ 実施			

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	現年度分初期滞納者に対する文書催告・電算催告、夜間・休日納付相談を実施したほか、滞納繰越分滞納者に対する財産調査、滞納処分を実施しました。
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	収納率（国民健康保険料） （H26当初予算時） （現年）89.65% （滞納）18.22%	計画		合計 75.18% 現年度 90.67% 滞納繰越分 18.22%	合計 76.23% 現年度 91.64% 滞納繰越分 18.69%	合計 76.60% 現年度 91.73% 滞納繰越分 18.74%
	実績		合計 75.57% 現年度 90.90% 滞納繰越分 18.84%			
効果額	収入増額（単位：千円）	計画	現年度 202,614 滞納繰越分 0	現年度 384,426 滞納繰越分 24,316	現年度 390,763 滞納繰越分 25,554	現年度 396,460 滞納繰越分 26,405
		実績	現年度 228,748 滞納繰越分 30,648			
局名	保健福祉長寿局	所管課	保険年金管理課、葵区・駿河区・清水区保険年金課			

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	1 健全な財政運営の推進
施策	4 自主財源の確保

取組項目	1-3 市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進（介護保険料）
------	----------------------------------

現状等	介護保険料の収納率は、平成23年度が98.65%、24年度が98.61%で、25年度決算は98.66%となっており、98%台半ばの水準で推移しています。しかし、平成26年度以降はいわゆる団塊の世代が第1号被保険者となることから、今後ますます現年分の普通徴収（納入通知書）の収納率向上対策が必要となります。また、滞納保険料の収納率向上に向けた対策の充実も必要となっています。
-----	--

取組概要	①滞納防止策：現年分普通徴収の滞納防止対策として、徴収嘱託員の臨戸折衝、納付お知らせセンター運営委託業務の実施、口座振替の加入勧奨の推進及び夜間電話折衝の強化を図ります。 ②長期滞納者への指導強化：福祉総務課債権管理係との連携強化と長期滞納者への指導強化を図ります。 ③分納管理の取組強化：全額納付が困難な被保険者に対する分納管理の取組み強化を図ります。
------	---

効果額の積算方法	H26年度収納率（当初予算時）（現年分 98.67%、滞納繰越分 17.41%） ○各年度の収納率（目標）・調定見込額（現年・滞納繰越分） H27年度（現年分）98.68% 13,321,311,027円、（滞納繰越分）17.42% 313,585,020円 H28年度（現年分）98.76% 13,876,365,653円、（滞納繰越分）17.43% 332,400,122円 H29年度（現年分）98.77% 14,431,420,279円、（滞納繰越分）17.44% 365,640,134円 H30年度（現年分）98.78% 15,865,894,669円、（滞納繰越分）17.45% 380,265,739円 ○効果額算出方法 （計画）各年度の調定見込額×（各年度の収納率：目標-H26年度収納率：当初予算時）=効果額 （実績）各年度の調定額×（各年度の収納率-H26年度収納率：当初予算時）=効果額 毎年度収納率実績を報告する。
----------	---

効果	介護サービスを賄うための自主財源の確保により、介護保険制度の安定した運営を図ることができると見込まれます。
----	---

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①滞納防止策 ②長期滞納者への指導強化 ③分納管理の取組強化	◎ 実施 ◎ 実施 ◎ 実施	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続 ⇒ 継続
実績	①滞納防止策 ②長期滞納者への指導強化 ③分納管理の取組強化	◎ 実施 ◎ 実施 ◎ 実施				

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	①滞納防止策：徴収嘱託員の臨戸折衝の実施。納付お知らせセンターにおける納付のお知らせと口座振替の実施。滞納整理強化期間中（11月～1月）において、区高齢介護課と介護保険課で電話催告の実施。 ②長期滞納者への指導強化：保険年金管理課福祉債権管理係と滞納者についての共同折衝を実施し納付の指導をしました。 ③分納管理の取組強化：分納不履行者に対して電話催告の実施。
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	収納率（介護保険料） （H26当初予算時） （現年：98.67%） （滞繰：17.41%）	計画	合計 96.71% 現年分 98.68% 滞納繰越分 17.42%	合計 96.86% 現年分 98.76% 滞納繰越分 17.43%	合計 96.87% 現年分 98.77% 滞納繰越分 17.44%	合計 96.88% 現年分 98.78% 滞納繰越分 17.45%
	実績	合計 96.88% 現年分 98.78% 滞納繰越分 16.23%				
効果額	収入増額（単位：千円）	計画	現年分 1,332 滞納繰越分 31	現年分 12,489 滞納繰越分 66	現年分 14,431 滞納繰越分 109	現年分 17,452 滞納繰越分 152
		実績	現年分 14,321 滞納繰越分 -3,613			

局名	保健福祉長寿局	所管課	介護保険課
----	---------	-----	-------

# 第3次行財政改革前期実施計画個票 【環境局】



第3次行財政改革前期実施計画個票

No	1
----	---

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	1 市民参加・協働の推進
施策	1 市民参加と地域の人材育成

取組項目	4 市民等の個々の取組によるごみ減量への参加					
現状等	本市の一般廃棄物処理基本計画は、H27～H34年度までの8年間を計画期間として、廃棄物の適正処理やごみ減量化等に取り組むこととしています。本市の一人1日当たりのごみ総排出量は減少傾向ですが、今後も、市民・事業者・市が協働して、ごみの減量化・資源化に取り組む、循環型社会の形成を推進していく必要があります。 (H25年度 一人1日当たりのごみ総排出量 1,008g)					
取組概要	①ごみ減量等の促進：新たな一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の発生抑制、家庭や事業所におけるごみ減量促進、適正な循環の利用などに取組むとともに、一般財団法人静岡市環境公社などの関係団体との連携強化を図り、廃棄物の適正処理を確保します。					
効果	循環型社会の構築の推進によるごみ減量化及びごみ減量化に伴う最終処分場の延命化が図られます。					
工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①市民・事業者・市によるごみ減量等の取組の実施	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続	△ 計画の見直し
	実績	①市民・事業者・市によるごみ減量等の取組の実施	◎ 実施			
凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止					

取組実績（具体的な取組内容）

H27	<p>静岡市一般廃棄物処理基本計画における基本施策である『静岡版「もったいない運動」の推進』の下、ごみの減量化を促進するために、市・事業者・市民が協働し、主に下記のような取組を実施しました。そして、平成27年度の一人1日当たりのごみ総排出量実績値は959gとなり、計画目標値の975gを達成しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第13回静岡市ごみリサイクル展の開催 アピタ静岡店にて、廃棄物処理やリサイクル事業等に携わっている7団体と協働して、ごみ減量とリサイクルに関する体験コーナーや展示、クイズスタンプラリーなどを実施し、計7,500人が来場しました。</li> <li>・啓発施設の運営 沼上資源循環学習プラザにおいて、計70校、5,180人の児童生徒を対象にごみ減量啓発講座を実施し、ごみの減量に対する意識啓発を図りました。また、環境学習のリーダーとなる人材の育成を目的として、18歳以上の方を対象に環境大学を開設し、計26人の修了生を輩出しました。</li> <li>・西ヶ谷資源循環体験プラザにおいては、4Rを体験、実践できる各種体験講座を開催し、計2,434人の方が受講しました。そのほか、小学生を対象にした夏休み特別講座やフリーマーケット等のイベントを31回開催し、計2,425人の方が参加しました。</li> <li>・雑がみの重点回収・啓発の実施 自治会、町内会等から雑がみ重点回収モデル団体を5団体選定し、啓発用の雑がみ回収用紙袋の配付やチラシの回覧、講座の実施等、雑がみ回収に取り組んでいただきました。</li> <li>・海岸一斉清掃の実施 駿河区の石部から高松にかけて、海岸の美化運動を実施し、計3,500人の地域住民が主体となって取り組みました。</li> <li>・廃棄物減量推進員活動の推進 民間ボランティアとして、廃棄物減量等推進員を計948人の市民に委嘱し、地域におけるごみの減量化推進や集積所における分別及び排出マナーの啓発などの活動に取り組んでいただきました。</li> </ul>					
H28						
H29						
H30						
指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	一人1日当たりのごみ総排出量 (H25 1,008g)	計画	975g	959g	942g	926g
		実績	959g			
局名	環境局	所管課	ごみ減量推進課			

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	1 市民参加・協働の推進
施策	3 市民活動・地域活動の促進

取組項目	4 河川環境活動団体の立上げ・支援
現状等	河川環境アドプトプログラム事業は、静岡市環境基本条例第24条の規定に基づき、市民等の自発的な活動を促進することを目的として実施していますが、ここ数年、参加者数が横ばいとなっています。 [※活動実績：H23（148団体1,527人）H24（139団体1,967人）H25（145団体1,513人）]
取組概要	①事業のPRと新規団体の立上げ：河川アドプトの普及に関して、啓発活動を推進し、H30年度までに、新規活動団体を10団体増やします。また、新規の取組みとして、長年活動している団体に対して、感謝状を贈呈するなどのインセンティブを設けます。
効果	市民等にとって身近な生活空間が自発的な美化活動によって保全されることで、市民の環境意識が高まり、市全体の自然環境の保全へとつながります。

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①PR活動による普及啓発 ②新規団体の増加	◎ 実施 ◎ 実施	⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続
実績		①PR活動による普及啓発 ②新規団体の増加	◎ 実施 ●実績なし			

凡 例      △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	企業まわり、イベント開催時の事業紹介、チラシ配布等により新規活動団体を増やすための取組を行ったが、条件が合わないなどの理由により合意にはいたらなかったためです。
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	新規活動団体数 (H25 145団体)		計画	2団体	3団体	2団体
		実績	0団体			

局名	環境局	所管課	環境創造課
----	-----	-----	-------

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	2 官民連携の推進と民間活力の活用
施 策	2 民間活力の活用

取組項目	4 家庭可燃ごみ収集運搬業務の民間委託化
現状等	H10年度から家庭可燃ごみの収集運搬業務の民間委託を開始し、H26年度現在車両ベースで委託率約75%となっていますが、今後も民間活力を活用するため、収集運搬業務の委託化を推進する必要があります。
取組概要	①収集運搬業務の委託化：労務職の退職者不補充方針を踏まえるとともに、民間活力を活用するため、家庭可燃ごみの収集運搬委託率を順次高め、H33年度までに完全委託化を目指します。H29年度には、収集運搬業務（5台）の民間委託化を実施します。
効果額の積算方法	<p>削減効果                  H27 正規退職6人×8,000千円-非常勤採用6人×3,000千円=30,000千円                  H28 正規退職2人×8,000千円-非常勤採用2人×3,000千円=10,000千円+（H27継続分30,000千円）                  H29 正規退職5人×8,000千円+非常勤退職8人×3,000千円=64,000千円+（H28継続分40,000千円）                  車両管理費（不要分）5台×1,785千円= 8,925千円                  （増額分）委託5台×19,001千円=△95,005                  112,925千円（減額分）-95,005千円=17,920千円                  H30 正規退職7人×8,000千円-非常勤採用7人×3,000千円=35,000千円+（H29継続分17,920）</p> <p>増額効果</p>
効 果	委託化により民間企業の活力を活かすとともに、経費削減を図ることができます。

工 程	年度	内 容	H27	H28	H29	H30
	計画		委託業務の積算、仕様書作成、委託先の選定 ①民間委託化		△ 委託業務書類の作成	◎ 民間委託化
実績		委託業務の積算、仕様書作成、委託先の選定 ①民間委託化	△委託業務書類作成準備			
凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止					

取組実績（具体的な取組内容）

H27	H28の委託業務書類作成準備として、曜日ごとの委託エリアを概ね策定しました。
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
		計画	—	—	5台	—
	①新規委託化台数	実績	—			
効果額	削減額（単位：千円）	計画	30,000	40,000	17,920	52,920
		実績	43,000			
削減人員	正 規 非常勤	計画	6人 ▲6人	2人 ▲2人	5人 8人	7人 ▲7人
		実績	8人 ▲7人			
局 名	環境局		所管課	収集業務課		

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	2 官民連携の推進と民間活力の活用
施 策	3 外郭団体との連携と経営の効率化

取組項目	7 環境事業の推進による市民の生活環境の向上
現状等	(一財)静岡市環境公社は、し尿・浄化槽事業、ごみ収集事業、セーフティネット機能強化事業、リサイクル都市形成促進事業、環境保全事業を実施しています。また、災害時等のごみ及びし尿収集運搬事業においては、市と協働して、地域におけるセーフティネットの役割を果たしています。しかし、し尿・浄化槽事業は、公共下水道の普及により事業規模が縮小しており、加えて、ごみ収集事業においても、主要事業である家庭ごみ収集業務の委託料の削減など、公社の経営環境は厳しい状況にあるため、経営改善が必要となっています。
取組概要	①環境保全事業の推進：ごみ収集、浄化槽事業においては、ホームページを活用するなどして、積極的に公社のPRを行い、新規事業（顧客）の獲得に努めるとともに、業務の効率化、経費の節減を進め、経営基盤の強化を図ります。セーフティネット機能強化事業においては、災害時に人員、機材の確保など、直ちに対応できる体制を強化し、市民に安心安全を提供します。 ②人材育成等の実施：リサイクル都市形成促進事業及び環境保全事業については、環境関連の専門性を備えた人材を育成し、事業の拡大を図ります。
効 果	公社の経営環境の健全化と市との協働によるセーフティネットの強化が図られます。

工 程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①環境保全事業の推進 ②人材育成等	◎ 実施 ◎ 実施	⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続	⇒ 継続 ⇒ 継続
実績	①環境保全事業の推進 ②人材育成等	◎ 実施 ◎ 実施				

凡 例      △調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止

取組実績（具体的な取組内容）

H27	①環境保全事業の推進：ごみ収集、浄化槽事業においては、業務の効率化、経費の節減を進め、経営基盤の強化を図るとともに、環境保全事業として市から放置自転車等移送業務及び河川利用客マナー啓発活動等業務を受託実施しました。また、市と連携、協力し、森林環境アドプト事業及び自然環境アドプト、並びに河川環境アドプト事業に参画しました。 ②人材育成等の実施：リサイクル推進、環境保全・啓発事業への取組みを深めるため、市環境大学に受講生1人（合計8人が受講修了）を入校させるとともに、環境関連の専門性を備えた人材を確保、育成するため、新たに2人の職員採用（平成28年4月1日付）を実施しました。また、業務に必要な浄化槽技術管理者など3人の資格者を確保、育成しました。					
H28						
H29						
H30						
指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
		計画	3事業	3事業	3事業	3事業
	①環境保全事業数 (H26 3事業)	実績	3事業			
	②各種資格数 (H26 5資格)	計画	3資格	3資格	3資格	3資格
実績		3資格				
局 名	環境局	所管課	ごみ減量推進課			

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	3 開かれた市政の推進
施 策	3 条例による政策の実現

取組項目	4 環境影響評価条例の施行
------	---------------

現状等	環境に影響を及ぼすおそれのある一定規模以上の開発等については、環境影響評価法や静岡県環境影響評価条例の手の範囲内で対応してきました。今後、改正法や地方分権の趣旨を踏まえ、本市の豊かな自然環境やその恵みを将来に継承していくためには、市が主体的に環境保全を図り、事業の実施における適切な環境配慮を確保するための手続等を定めた条例の整備が必要となっています。
-----	--

取組概要	①条例等の施行：静岡市環境影響評価条例及び同条例施行規則、環境影響評価技術指針を定め、市民に周知し、H28年1月1日に施行します。
------	---

効 果	本市の環境に影響を及ぼすと認められる事業の実施に際し、市が主体的に環境保全を図るとともに、環境影響評価手続きにおいて市民参画を推進することにより、環境保全行政の透明性、公平性が確保されます。
-----	---

工 程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①条例等の施行、対象案件の審査	△〇パブリックコメントの実施等 ◎条例等の施行・運用	⇒ 継続（対象案件の審査）	⇒ 継続（対象案件の審査）	⇒ 継続（対象案件の審査）
実績	①条例等の施行、対象案件の審査	△〇パブリックコメントの実施等 ◎条例等の施行・運用				

凡 例	△調査・検討、〇一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
-----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	条例を施行するとともに、法令の一部改正等に伴い、条例の一部改正を実施しました（平成28年2月）。パブリックコメント実施の上、施行規則を制定、施行しました。静岡市環境影響評価審査会で審査の上、技術指針を制定、施行しました。
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	①条例等の整備件数		計画	3件	—	—
		実績	3件			

局 名	環境局	所管課	環境創造課
-----	-----	-----	-------

基本方針	I 市民協働・官民連携の推進
改革の方向	3 開かれた市政の推進
施 策	3 条例による政策の実現

取組項目	5 産業廃棄物の適正な処理に関する関係法令の整備
現状等	産業廃棄物の適正な処理に関する関係法令に基づき、産業廃棄物を処理委託する際の委託先の実地確認、産業廃棄物処理施設を設置するに当たっての事前手続等を義務付け、産業廃棄物の適正処理を促進していますが、今後、関係法令の適切な履行を確保することにより、産業廃棄物の適正処理のさらなる促進を図る必要があります。
取組概要	①産業廃棄物の適正な処理に関する関係法令の改正：H21年の条例施行後、5年が経過したため、これまでの施行の状況を勘案・検討し、実地確認義務の対象者の明確化等について関係法令を改正します。

効 果	関係法令の適切な履行を確保することにより、産業廃棄物の適正処理のさらなる促進を図ることが期待できます。
-----	---

工 程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①関係法令の改正等	△○ 規則等の公布・パブリックコメントの実施等	◎ 規則等の施行・運用	⇒ 継続	⇒ 継続
実績	①関係法令の改正等	△○ 規則等の公布・パブリックコメントの実施等				

凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
-----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の改正を行うため、パブリックコメントの実施等を経て、平成28年3月31日付で、静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布しました。
H28	
H29	
H30	

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	①規則の整備件数		計画	—	1件	—
		実績	—			

局 名	環境局	所管課	廃棄物対策課
-----	-----	-----	--------

基本方針	Ⅱ 質の高い行政経営の推進
改革の方向	1 人材育成・活用の推進
施 策	2 人材育成の推進

取組項目	3-2 技術職員の人材育成（試験検査業務の新任者等に対する研修制度の創設）
------	---------------------------------------

現状等	鳥インフルエンザなどの新たな感染症の発生、食品への農薬混入など、危機管理に関する新たな問題に、迅速かつ的確に対応するため、高度の検査能力等をもつスペシャリストの育成が求められています。このため、国等の研修期間に職員を派遣することで技能の習得を図っていますが、全庁的な化学分析担当職員を対象とした研修制度がないため、異動等により技術の蓄積がしにくく、スキルアップに苦慮している状況です。
-----	--

取組概要	①環境・衛生検査業務職員：国や研究機関への派遣研修の実施に加え、全庁的な化学分析担当職員を対象とした研修制度（基礎研修、応用研修）を創設し、職員の資質の維持、向上を図り、スペシャリストの育成に努めます。
------	---

効 果	職員の資質の維持・向上により、業務効率及び分析精度の向上が図られます。
-----	-------------------------------------

工 程	年度	内 容	H27	H28	H29	H30
	計 画		①研修計画案の作成、分析研修の実施	○ 計画案の作成	◎分析研修実施	⇒ 継続
実 績		①研修計画案の作成、分析研修の実施	○ 計画案の作成			

凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
-----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	「化学分析担当者研修計画（案）」を作成し、基礎研修及び応用研修の別に、開催時期、対象者及び講義、実習等の内容について決めました。
-----	--

H28	
-----	--

H29	
-----	--

H30	
-----	--

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30	
	分析研修実施回数	計 画		—	1回	1回	1回
		実 績		—			

局 名	環境局	所管課	環境保健研究所
-----	-----	-----	---------

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	1 健全な財政運営の推進
施策	2 事務事業の見直し・統廃合

取組項目	3-12 事務事業の見直しによるコスト削減等（大気汚染自動測定機器のデジタル化）
------	--

現状等	市内に13カ所の大気汚染監視測定局が配置されており、63台の測定機器が設置されています。現状、測定機器はアナログ記録式であり測定値を記録紙へ印字出力して記録しているため定期的に測定局を巡回し、記録紙を交換する作業が必須となっています。また、夏季等は湿度により記録紙が吸湿することで紙詰まりが発生し、一時的に記録が読取れない状態になることがあるため、事業の見直しが必要となっています。
-----	---

取組概要	①測定機器の更新の際、デジタル化対応機器へ更新することでペーパーレス化とコスト削減を図ります。
------	---

効果額の積算方法	H26年度：デジタル化対応前 63台×記録紙購入費年間5千円＝315千円 H27年度：デジタル化機器への更新 7台×記録紙購入費年間5千円＝35千円（削減額）
----------	--

効果	ペーパーレス化により記録紙に係るランニングコストの縮減が見込まれるほか、デジタル化によってアナログ信号の変換誤差が生じなくなり、測定値の高精度化によって市民サービスの向上が見込まれます。
----	---

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画	①大気汚染監視測定機器の計画的更新	◎ 実施(更新)	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続
実績	①大気汚染監視測定機器の計画的更新	◎ 実施(更新)				

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	大気汚染自動測定器7台（風向風速：2台、窒素酸化物：2台、二酸化硫黄・浮遊粒子状物質：2台、オキシダント：1台）をデジタル化機器へ更新しました。 効果額については、通信先の常時監視システムがデジタル化対応機器でないためデジタル通信に対応できずペーパーレス化できませんでした。しかし、1台で2項目測定できる機器に更新したことにより、機器数が1台減となり、その分の記録紙を削減することができました。
-----	--

H28	
-----	--

H29	
-----	--

H30	
-----	--

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	デジタル化対応機器更新数	計画		7台	8台	10台
実績			7台			
効果額	削減額（単位：千円）	計画	35	75	125	155
		実績	5			

局名	環境局	所管課	環境保全課
----	-----	-----	-------

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	1 健全な財政運営の推進
施 策	2 事務事業の見直し・統廃合

取組項目	3-13 事務事業の見直しによるコスト削減等（クールビズ・ウォームビズ事業の見直し）
------	--

現状等	本市では、地球温暖化対策の一環として、職場における「夏のクールビズ」及び「冬のウォームビズ」を実施し、節電・省エネによる温室効果ガス削減を推進していますが、近年では、多くの企業で「クールビズ」、「ウォームビズ」が実施されており、一般に定着している状況であることから、事業手法の見直しが必要となっています。
-----	--

取組概要	①事業内容が浸透し一定の効果が見られるため、啓発用ポスター実施方法を簡素化することで、経費の削減を図ります。
------	--

効果額の積算方法	H26年度 : 導入前 印刷製本費（啓発用ポスター[年2回] 80千円） H27年度以降：導入後 印刷製本費（廃止）
----------	---

効 果	事務の効率化及び経費削減が図られます。
-----	---------------------

工 程	年度	内 容	H27	H28	H29	H30
	計画	①周知方法等の見直し、周知用ポスターの外部発注廃止	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続	⇒ 継続
実績	①周知方法等の見直し、周知用ポスターの外部発注廃止	◎ 実施				

凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
-----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	周知啓発用ポスターをデスクネット及び市ホームページに掲載し、庁内各課や民間団体等に必要部数の印刷を促し、外部発注を廃止しました。 また、新たにウォームビズ通信をWEB等により公開し、地球温暖化防止に係る情報を分かりやすく発信しました。
-----	--

H28	
-----	--

H29	
-----	--

H30	
-----	--

指 標	内 容	年度	H27	H28	H29	H30
	省エネに取り組む市民の割合（しずおかエコライフチェック実施者より算出）	計画	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上
	実績	95%				
効果額	削減額（単位：千円）	計画	80	80	80	80
		実績	80			

局 名	環境局	所管課	環境創造課
-----	-----	-----	-------

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	1 健全な財政運営の推進
施 策	2 事務事業の見直し・統廃合

取組項目	3-20 事務事業の見直しによるコスト削減等（ごみ等収集業務の経費削減）
------	--------------------------------------

現状等	現在、ペットボトルの収集運搬業務を委託していますが、ごみ排出量が年々減少していく中、効率的・効果的な収集運搬業務を行うとともに、経費削減を図っていく必要があります。
-----	--

取組概要	①委託業務の積算を見直し、効率的な収集業務実施と経費削減を図ります。
------	------------------------------------

効果額の積算方法	平成26年度：見直し前 41,411千円/年（委託料及び消耗品費等） 平成27年度以降：見直し後 28,477千円/年（委託料及び消耗品費等） 差引効果額：12,934千円/年
----------	--

効 果	委託業務の積算見直しにより経費削減に繋がり、かつ見直し前と同水準の行政サービスが維持できます。
-----	---

工 程	年度	内 容	H27	H28	H29	H30
	計画		①ペットボトル収集運搬業務の積算見直し	◎ 実施	⇒ 継続	⇒ 継続
実績		①ペットボトル収集運搬業務の積算見直し	◎ 実施			

凡 例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
-----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	ペットボトル収集運搬業務の積算見直し（人件費等の見直しによる削減）をしました。
H28	
H29	
H30	

効果額	内 容	年度	H27	H28	H29	H30	
	削減額（単位：千円）	計画		12,934	12,934	12,934	12,934
		実績		14,261			

局 名	環境局	所管課	収集業務課
-----	-----	-----	-------

基本方針	Ⅲ 持続可能な財政運営の確立
改革の方向	2 効果的なアセットマネジメントの推進
施策	2 事務事業の見直し・統廃合

取組項目	4 沼上清掃工場灰溶融炉の稼働停止
------	-------------------

現状等	一般的に焼却施設の耐用年数は25年といわれる中、沼上清掃工場は稼働から20年が経過しており、更なる延命化を図るため、長寿命化計画に沿った大規模改修を行う必要があります。また、この計画の中で、H23年度から検討を進めてきた灰溶融炉（H25稼働率 約30%）の稼働停止と、それに伴う西ヶ谷清掃工場での焼却灰の処理の実現を進める必要があります。
-----	---

取組概要	①灰溶融炉の稼働停止：西ヶ谷清掃工場の設備強化改修を行った上で、沼上清掃工場再整備計画に合わせた灰溶融炉の稼働停止に向けて、積極的に取組みます。
------	--

効果額の積算方法	H27 沼上清掃工場	灰溶融炉の修繕料の減	240,179千円	計	240,179千円
	H28 沼上清掃工場	灰溶融炉停止（H29,2） 灰溶融炉の修繕料の減	37,257千円 294,607千円		
	西ヶ谷清掃工場	焼却灰受入に係る運転経費の増	△ 7,135千円	計	324,729千円
	H29 沼上清掃工場	灰溶融炉の運転に係る経費の減 灰溶融炉の修繕料の減	647,927千円 452,882千円		
	西ヶ谷清掃工場	焼却灰受入に係る運転経費の増	△291,892千円		
	沼上清掃工場	歳入 電力売払収入の増	215,148千円	計	1,024,065千円
	H30 沼上清掃工場	灰溶融炉の運転に係る経費の減 灰溶融炉の修繕料の減	647,927千円 271,595千円		
	西ヶ谷清掃工場	焼却灰受入に係る運転経費の増	△291,892千円		
	沼上清掃工場	歳入 電力売払収入の増	215,148千円	計	842,778千円
	H27～H34効果額：約5.6億3千万円 年平均効果額：約7億円				

効果	灰溶融炉の施設機能（沼上及び西ヶ谷）の統廃合により、経費削減と電力売払収入の増収が図られます。
----	---

工程	年度	内容	H27	H28	H29	H30
	計画		①西ヶ谷清掃工場の改修 沼上清掃工場の灰溶融炉稼働停止	○改修着手	◎改修完了 ◎稼働停止 (H29,2)	⇒継続
実績		①西ヶ谷清掃工場の改修 沼上清掃工場の灰溶融炉稼働停止	○改修着手			

凡例	△調査・検討、○一部実施、◎実施、⇒継続、●実績なし、×中止
----	--------------------------------

取組実績（具体的な取組内容）

H27	西ヶ谷清掃工場の設備強化改修に着手したほか、西ヶ谷清掃工場での沼上清掃工場焼却灰の溶融試験を実施しました。
H28	
H29	
H30	

指標	内容	年度	H27	H28	H29	H30
	①溶融施設の統合 (溶融炉の数)	計画		4	2	2
実績			4			
効果額	収入増額（単位：千円）	計画	—	0	215,148	215,148
		実績	—			
	削減額（単位：千円）	計画	—	30,122	356,035	356,035
		実績	—			
投資的経費の縮減額 (単位：千円)	計画	240,179	294,607	452,882	271,595	
	実績	240,179				

局名	環境局	所管課	廃棄物処理課
----	-----	-----	--------